

1. 令和2年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和2年9月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	和 田 美江子	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	教 育 次 長	佃 良 之
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長

大坪 一久

議会議務局長
議会議務課
主 任

岩田 亨一

議会議務局長
議会議務課
係 長

三島 栄志

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） 議員各位には、出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 田中義久君、5番 蓑島もとみ君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 代 はつ江 君

○議長（山川直保君） それでは、13番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

また、私は欲が深いので4点用意をいたしました。できることなら最後までやりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

最初にふるさと納税の返礼品ということで質問をさせていただきます。

ふるさと納税の返礼品には、お墓掃除、お墓参り代行サービスという新聞記事を見て、時代の移り変わりを感じたのは少し前のことでした。

しかし、今、コロナ禍の時代に直面し、これは今の時代に最も喜ばれる返礼品の一つであると思いました。コロナ禍に限らず、遠方或多忙でお墓参りができない皆さんに代わって、墓掃除を行うとともに、線香及びお花をお供えしてくれます。作業が完了したら、皆さんへ作業前後の写真が送付されるということです。

大阪府の枚方市では、シルバー人材センターが寄附者様に代わってお墓掃除、お墓参りの代行サービスをしています。

少し前の新聞を紹介させていただきます。こんなことが書いてありました。

帰ろかな、帰るのよそうかな、高度成長期の1965年に大ヒットした北島三郎さんの帰ろかなの一節です。歌の主人公は東京で働いているのだと思います。故郷にいる母親の顔を見たいが簡単には帰郷できない事情でもあったか、ためらっている。新型コロナウイルスの感染が拡大するこの夏、帰ろかな、帰るのよそうかな、と恒例の帰省をどうするかで思い悩む方もたくさんいらっしゃるだろうと思います。不安な時期だからこそ、親の顔が見たい、自分も顔を見せて親を安心させてあげたいが、移動による感染リスクを思えば、答えは出しにくいであろうと、こういう新聞が出ておりました。

お盆の帰省が自粛された本年、個人的にシルバー人材センターに依頼される方が多かったと思います。終息が見えないコロナ禍に加え、空き家も増える一方です。そういう意味でもお盆に限らずお彼岸、お正月、命日となかなかお墓へ来ることができない方に代わって、ふるさと納税の返礼品に、この代行サービスをぜひ取り入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山川直保君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

報道等によりますと、コロナ禍にあつて、墓前に行けない方々が利用されるお墓参りの代行サービスという、需要が高まっているというような、こんなことが記事として載っておりました。

隣の名古屋市のほうにある代行サービスを行う会社でございます。ここは調べていきますと、愛知県全域と岐阜県の岐阜、西濃、東濃、中濃の一部まで営業範囲として活動されているところだそうですね。例年の2倍のペースでお申込みがあるというようなことが、新聞のほうに載っておりました。

このような需要の伸びという背景もあつてか、本市も活用しております国内最大級のふるさと納税の総合サイト、ふるさとチョイスと、こういうサイトがあるわけですね。ここを運営する株式会社トラストバンク、ここの発表によりますと、ふるさとを離れて暮らし、御先祖を敬う気持ちがありながらも、新型コロナウイルス感染拡大防止や高齢、また体調不良など、様々な理由でお墓参りをしたくてもできない方に向けて、地域の方がお墓の手入れをされる代行サービスということ、お礼の品にするという自治体が増えているということでした。

昨年7月末と本年7月の末を比較して1.4倍に伸びているというようなことでした。この9月1日現在で、このサービスの登録の状況というものを確認してみますと101件が、このサイトのほうで確認をすることができました。

では、本市の状況はというところでございますが、郡上市シルバー人材センターにおいて、同様のサービスが提供されております。お聞きをしますと、お墓掃除、これはお墓のお磨きというんですか、磨くのとあとコケ取り、あと洗浄、草取りといったような内容でございます。

それとともに、お花をお供えしまして、ろうそくと線香を立ててお参りするというような内容でございまして、御紹介いただきました事例同様、掃除の前後の写真を撮って、依頼者に送付をされるというようなことでございました。

受注の状況については、今年度に入ってコロナ禍が契機と思われる新規の問い合わせが1件あったそうでございます。そして、9月以降の定期清掃というものを受注されます。そんなようなことでございました。

依頼者の方は帰省することが、地元の皆さんの迷惑になるだろうからということで、そういったことを御心配をされてということだそうでございます。このほかにも、市外にお住まいの方からは、コロナ禍以前から数件継続して業務を受けられているということでもございました。

こういったニーズを踏まえまして、シルバー人材センターとしましては、運用に向けての調整事項というものはあるものの、ふるさと寄附の返礼品として登録を前向きに考えていきたいという意向をお持ちでございました。

ただ、市としましては、節目、節目に郡上市へお越しをいただきまして、お墓参りをして御先祖様をしのんでいただくとともに、ふるさと郡上を楽しんでいただきたい、こんな思いも強く持っておるところでございます。

また、様々な御事情によりまして本市にお越しいただけない方もありますので、御提案があったお墓参りサービスの返礼品への登録につきましては、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） シルバー人材センターに依頼をされて、墓掃除を定期的にしてみえるところも、私も多々知っておりますけれども、ぜひこの件については、そのように検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ふるさと納税の返礼品では、コロナ禍の時代にあわせて市としてはこんな返礼品で喜んでいただけることを考えたというようなことがあったら教えてください。また、まだ考えてみえませんでしたら、今後このようなことを行いたいなということがあったら、併せて教えていただきたいと思います。

ちなみに、関市では、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛で、ステイホームと叫ばれた、そのことで、包丁など、家の中で使うものが大変好評だということもお聞きしましたので、こ

のような、もしこのようなことを考えてみえることがあったら、教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） コロナ禍によりまして、御家庭で過ごす時間が増えているということを踏まえまして、生活用品であったり食品であったりというのを返礼品に追加のほうをさせていただきました。

1例を挙げますと、ガーデニングを楽しむ人が増えるんじゃないかというような、事業者の方からの御提案も頂きまして、植木鉢のほうを5月に新規返礼品として採用させていただいたところでございます。

また新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた昨年度末から本年8月までの間には、ハチミツやパスタ用トマトソース、鹿肉製品、もろみみそ、こういった食品についての御提案も頂きまして、新たに返礼品に加えたところでございます。

このほかにも、既存の返礼品を拡充するということも行っておりまして。昨年度から今年度当初にかけては、ハム類の返礼品を5品目から11品目に増やしております。単純な比較はできませんけれども、ハム類を返礼品に御指定頂く件数というものが、本年8月末時点で、前年の同時期の3.2倍、924件と大きく伸びている状況でございます。

今後においては、これまでの御寄附の状況を見つつ、また新しい生活様式ということも視野に入れまして、引き続き返礼品の開発、拡充ということに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今のところでは、一度のお申込みで、数回にわたってふるさとの味を楽しんでいただけるような仕組み、定期的にお酒や野菜、加工品、米などの郡上の産物が届くような仕組みについて、検討したいというようなことを考えております。

なお、今年度のふるさと寄附の状況についてお話をさせていただきたいと思います。

郡上市においても本年8月末時点で、寄附件数は前年度同時期と比べ4.1倍、1,806件、寄附金額は同じく1.9倍の4,361万8,000円になっております。外出自粛によってインターネット利用による購買が増えたことや、自宅にいながら買い物感覚で希望の品が調達できるというふるさと寄附の特徴、こういったところによるものだと考えております。

5月1日からはふるさと寄附の8つ目のメニュー活用先といたしまして、「ふるさと郡上の『ストップ新型コロナ』を応援」というメニューのほうも加えました。このメニューには返礼品のないコースも設けまして、コロナ対策への応援を呼びかけております。8月17日までにこのメニューに御寄附を頂きました472万円については、先日お認めを頂きました補正予算に計上いたしましたとおり、コロナ対策に御尽力いただいている放課後児童支援員や保育士等への特別感謝金の給付事業に充当させていただきましたので、申し添えます。よろしくお願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） ありがとうございます。

ステイホームということで、親子でお菓子作りとか、そういうのが物すごく、この時期に流行しまして、買いに行っても、ケーキを作る枠とか、小麦粉とかあいうものが大変品不足であったり、お話を聞きましたけれども、郡上市は郡上市なりにコロナ対策のメニューをいろいろ考えてみえますので、今後も終息がまだ見えませんので、いろいろなことを考えていただきたいと思います、この質問を終わります。

次に、置き勉についてということで質問をさせていただきます。

文科省は、昨年9月6日、通学時のランドセルやかばんが重くなり、児童生徒の大きな負担になっていることから、教科書や道具類などの荷物を学校に置いておく、いわゆる置き勉を認めるよう、全国の教育委員会などに通知をしました。

置き勉によるメリットについては、最も多かった回答が身体的負担の軽減と持って帰ると次の日忘れるということなどが挙げられていました。ある会社が調査をしたところ、小学生は毎日平均5キロ前後の荷物を背負って学校へ登校しているようです。私も何人かのお母さんから、子どもの肩凝りや腕の痛みの実態を聞きました。

これは、私ごとですけれども、本年の9月より子どもの家の110番の関係で、小学生の登下校の見守り活動を始めております。時間に合わせて走り回っているんですけども、大変これはやりがいのある楽しいことで、いいことだと、そういうふうに思っておりますけれども、特に、その中で姿を見ますと、低学年は小さな体に大きなランドセルを背負っています。

今の時期、少し楽そうになってきたんですけども、夏の暑い時は大変に歩くのも重たそうな感じで、中は重たいんだろうなあなんて思っていましたけれども、朝の登校が見る限りでは楽そうで、帰りはやっぱりだらだらして重たそうな、そんなような雰囲気も見ております。ランドセルのほかに、手には重たい水筒やら、また傘やらバッグも持っておりますので、本当にあまり重たいのは子どもにとっては負担になっているんだなということも、父兄の方の声からも感じ取っております。

置き勉が許可されることにより、1キロ荷物が軽くなるだけでも、かなり楽になる。その結果、朝、遅刻する可能性も下がり、帰宅後の疲れも軽減される。

反対にデメリットについてです。学校で習ったことをその日に復習するという最も効率のよい勉強法ができなくなることです。もう一つは誰かが学校に侵入して教科書などが盗まれる危険性がある。何かあったときは学校が責任を取ることができない等が上げられていました。

最初にお聞きいたします。郡上市の小中学生における置き勉の実態を教えてください。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきます。

田代議員が先ほど御紹介された文部科学省からの通知というものは、児童生徒の携行品に係る配慮についてという事務連絡のことです。その趣旨は、登下校時に持ち運ぶ教科書や教材が、あるいは学用品ですとか、体育用品等が過重になることで児童生徒の身体の健やかな発達に影響が生じかねないため、宿題や予習、復習といった家庭学習も視野に入れた上で、携行品の量や重さへの配慮を求めるといったものであります。

郡上市では、これまで多くの学校で家庭に持ち帰ることを必要としない教材を定めたり、絵の具道具や習字道具などの学校保管を行ったりしています。

この事務連絡がありましたので、各学校では職員や部会において、持ち帰ることを必要としない教材を再検討したり、持ち帰らなくてもよい教材については、改めて掲示物ですとか、通信、学校だより等で児童生徒や保護者に周知をいたしました。現在では、全小中学校におきまして、持ち帰ることを必要としない教材について定めるとともに、児童生徒、保護者への周知を実施しております。

携行品に関する指導の具体としましては、学校や学年、また、小学校や中学校に応じて様々でございますけれども、1例を御紹介しますと、小学校では、例えば国語、それから算数の教科書とドリル、ほか宿題に関するものは持ち帰る。それ以外は学校で保管する。あるいは、国語、算数、理科、社会の4教科は教科書とノートは持ち帰るというようなことを行っておりますし、中学校では、5教科、国語、算数、理科、社会、英語、これらの教科書は持ち帰りますけれども、プリント保存用ファイルや各教科の副教材、また技術家庭科、保健体育科、美術科、音楽科などの実技教科の教科書や家庭学習に必要なものは、学校で保管をするというような対応をしております。

なお、教科書等の盗難の心配も御指摘ありましたが、多くの学校では、教室において保管をしております。教室の出入り口等が施錠をするわけではありませんが、最後に学校を出る職員が確実に校舎出入り口の施錠を行うことは、もちろんの話ですけれども、徹底しておりますので、基本的には適切に、特に問題なく管理できているのではないかなと思っています。

児童生徒の携行品については、毎年年度初めの各学校の職員会等で検討や確認をしておりますけれども、教科書等の改訂、あるいはその実態に応じて今後も検討が加えられていくものと考えておりまして、教育委員会としましても、適切に助言をしてまいりたいと思っております。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） ありがとうございます。要するに検討を重ねながら、そのことについては実行してみえると、そういうふうに聞き取りたいと思います。

これ、置き勉と少し趣旨が外れるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症の影響で夏

休みが短縮され、厳しい暑さの中で、登下校する児童の熱中症対策として、本巢市の教育委員会が導入したランドセルの代わりにリュックサックで学校に通う、そういう取組が、ノーランドセル登下校というのに注目が集まっています。これは今回の質問とは少し離れておりますけれども、熱中症対策とまた、夏の、これからも地球温暖化の影響で大変な気候になると思いますので、今後の夏においても、こういうリュックサックとか、そういうことを考えられると、背中が蒸れないとか、いろんなことで大変子どもたちにも好評だそうですので、こういうこともお知らせをしたいと思います。

以上、今、次長からお聞きしましたことを踏まえ、どういった形で進めていくのが、児童生徒にとって最もベストなのか、郡上市の取組について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それではお答えさせていただきます。教科書や副教材ですけれども、最近大型化しましたり、ページ数の増加が見られる教科もあります。そして道德ですとか、小学校における外国語など新しく教科化されたものもあります。全てを家庭に持ち帰り、また学校に持ってくるといった形のままで、必然的に児童生徒の通学時の荷物は量、重さとも増加し、身体的負担も大きくなります。

また、児童生徒によってはかなりの距離をあるいて登校したり、中学生の一部は自転車で登校するといったケースもあるため、交通事故等にも配慮しなければなりません。これらの点から郡上市としましては、携行品に関しては国からの、先ほどの連絡の趣旨にものとりまして、児童生徒の過度な負担とならないよう今後も十分配慮してまいります。

同時に各学校では、家庭学習の重要性を考慮しており、家庭での予習、復習による学びの定着や帰宅後の主体的な学習リズムの構築のためには、学校での学びの足跡であるノートや学習プリント、学びの定着を図るためのドリルや教科書は必須なものであります。

そのため、先ほど申しましたように、各学校では主要科目の教科書ですとか、ノートについては、持ち帰ることに基本的に指導しております。これは議員がおっしゃいました、置き勉のデメリットを生じさせないための措置であります。

このように、児童生徒の身体的負担の軽減、安全面にも配慮、家庭学習を通した学びの定着の双方のバランスをとりまして、どちらも軽んじられることのないようにしていくことが重要であると考えており、今後もこれまでの取組を継続しつつ、児童生徒や保護者の皆さんのお声にも耳を傾けながら、利便に配慮し、児童生徒の健やかな成長と学力の定着を重視してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） 児童生徒の健康のことも考え、また父兄の声も取り入れながら、このことについては、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

3点目にごみ問題を用意しておりますけれども、4番目と変えまして、先に4番目の来年度の予算の取組ということで、お聞きをしたいと思います。

といいますのは、全部これ、コロナ禍に対しての質問を用意したつもりでしたけれども、このごみ問題については以前から用意しておりましたけれども、今の時代にあまり緊急性がないということもありまして、それでもお聞きしたいと思っておりますので、これを最後に回しまして、次に来年度予算の取組についてということで、まずお聞きをしたいと思います。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、今年度予想もしない補正予算の追加が相次ぎ、市政を圧迫する事態となりました。今後大幅な税収の落ち込みが予想される一方、コロナ対策により歳出増が想定されますが、これは、コロナ禍、コロナ禍といいますけれども、ある意味では、目ざしていた未来社会が予想より早く到来すると、そういう意味も一つありまして、東京一極集中化が終わって、ローカル志向、皆さんが地方へ移住をしてくるという、そういう一つ新しい面もありますし、また働き方改革で、テレワークの実施などで働き方改革がここで大いに進むのではないかと、そういうことがありますので、ピンチを逆手に取り、挽回するチャンス、ピンチをチャンスに変えるという言葉がありますけれども、そういう意味も加えまして、予算の編成について、簡単で結構ですので、お聞きをしたいと思います。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それではお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ多くの感染者が発生している一方で、現時点でワクチンは開発するということですし、治療方法も確立されてない、このことから、長期的に感染の拡大防止、予防対策に取り組む必要があるというものであると思います。

令和元年度の3月24日専決補正予算から今回の9月補正まで、新型コロナウイルス感染症対策として、一般会計、特別会計、企業会計合わせまして、約56億円の補正予算を計上しております。その財源につきましては、特別定額給付金の給付に係る国庫補助金41億円、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約10億円などを主なものとしまして、その大半が国庫により措置される予定となっているものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気の後退によりまして、来年度の市民税の減収は個人、法人とも相当程度予想されるというふうに思います。

しかしながら、令和3年度の税額は申告に基づき決定されるものでありますので、現時点での把握は大変難しい状況になります。また、固定資産税につきましても、徴収猶予、減免により、減収が予想されますが、そのうち中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋にかかる固定資産税の

軽減による減収につきましては、国から交付金で補填されるということになっております。

現在、市内の経済の動向を注視しながら、令和3年度の税収にどの程度影響があるかということについて推計を開始しているところでございます。

国の予算における財務省の令和3年度予算の概算要求の具体的な方針では、要求は基本的に対前年度同額というふうにされておまして、さらに新型コロナウイルス感染症への対応については、別途所要の要望を行うことができるというふうにされております。このことから、地方財政計画の総額も基本的には維持されると期待したいところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、法人税、所得税、消費税などの地方交付税の原資となる国税は減収となりまして、国の財源不足もさらに大きくなることが予想されるため、過度の期待はできないと思っております。

また、岐阜県におきましても、県税は減収の見込みでありまして、県税にかかる交付金も減少すると思われます。よって令和3年度の予算編成につきましては、財源の確保が大きな課題となると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に対応するための予算につきましては、今年度予算化した対策をよく検証した上で、市民の不安を解消し、平常時の生活を通り戻すことができるよう、しっかりと措置をしていかなければならない、いうふうに考えます。

一方で通常の予算につきましても、市政の継続性を考えますと、必要な事業については実施していかなければならないということも思っております。

現時点で地方財政計画も示されておらず、市税の見込みについても把握段階となっております。よって歳入の見込みは不透明な状況となっていることから、予算化を予定する事業にも優先順位をつけるような必要もあると考えてございます。

また、今年度の新型コロナウイルス感染症に関する予算につきましては、一旦財政調整基金によりまして、財源を調整し、その後国費の充当により、財源構成する形で予算措置しておりますけれども、令和3年度につきましても、状況を判断しながら、必要に応じて財政調整基金による財源の徴収も想定しながら、どのような状況になっても対応できるよう、予算編成に取り組む必要があると考えております。

いずれにしましても、市民生活を守ることを第一優先として、予算編成をしなければならないと考えております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） ありがとうございます。ちょっと早い質問だったかと思いますけれども、いずれにしましても、市民生活を守るべき対応にどうかよろしくをお願いをしたいと思います。

では、最後にごみ問題ということで、2点お聞きをしたいと思います。

最初に、紙おむつのリサイクル促進へということで、高齢化の進展によって、大人用の紙おむつの需要が増加し、使用済み紙おむつの処分が課題となっています。民間による技術開発が進み、リサイクルに取り組む自治体も出てきていますが、現状はほとんどが焼却処分されているようです。

紙おむつはパルプとプラスチック、高分子吸収材の混合素材でできており、当然ながら排泄物の付着もあり、分別は困難です。焼却処分時、水分を含み使用前の3倍近いごみとなった紙おむつはとても燃えづらく、処理によってたくさんの地球温暖化ガスも発生させます。収集や焼却などに要する費用も莫大なものになりますし、焼却処理の際に温度低下を防ぐための補助燃料を使用することにより、大切な焼却炉を傷め、その寿命を縮める要因ともなるそうです。

2018年の紙おむつの総生産量は約235億枚で、乳幼児用、大人用ともに増加傾向にあります。2010年に比べると、乳幼児用が1.7倍、大人用では1.5倍になっています。国内の使用済み紙おむつは、2015年では191万トンから210万トンと推計され、一般廃棄物に占める割合は5%弱。2030年度には、その割合は7%になるとされ、地域によってはより高くなる可能性があり、既に約15%に達する地域もあるそうです。

最初にお聞きをいたします。郡上クリーンセンターにおける可燃物のごみの量のうち、水分量の多い紙おむつの占める割合はおおよそそのくらいあるもののでしょうか。また、水分量が多くて燃えづらいものの焼却処分にはどのように対応をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山川直保君） 環境水道部長 猪俣浩己君。

○環境水道部長（猪俣浩己君） それではお答えをさせていただきます。

郡上クリーンセンターにおきます可燃物のごみ量のうち紙おむつの占める割合でございますが、郡上市における紙おむつの処理は、可燃ごみとして排出していただいております。排出時には、汚物を取り除きトイレに流してから紙おむつも可燃ごみ専用袋で排出いただいております。

可燃ごみに占める紙おむつの割合は、可燃ごみをまとめて排出していただいている状況から、現時点で排出された可燃ごみ量から紙おむつの割合を算出することは非常に困難でございます。

また、高齢福祉課及び児童家庭課の既存情報から紙おむつの使用量を推計することも、これもまた困難でございます。

議員質問の中で、全国的調査での推計値5%がございましたが、郡上市の現状の乳幼児数及び高齢者の生活状況から推測するならば、推計値以下が現状に近いものかと思っております。

もう一点でございますが、水分量が多く燃えづらいごみの焼却処理の対応でございます。

水分を多く含む可燃ごみの出し方につきましては、生ごみ等の水分を十分切ってから排出していただくルールとなっております。御協力いただいているものと思っております。

郡上クリーンセンターでの焼却作業においては、焼却炉内部の温度と外部圧力の数値を監視する

中で、助燃剤、灯油の投入量を調整しながら、最も効率的な燃焼となるよう運転調整を実施してお
るということで、焼却処分を行っております。よろしくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） この質問は何年か前も一般質問でさせていただきまして、使用済み紙お
むつを固形燃料化する装置、おむつマジックを導入した鳥取県の紹介をしたこともありますし、ま
た、2年前だったと思いますが、福岡県へエネルギーの地産地消に力に入れているところへ視察に
行ったときも、同様の取組をしてみえる大木町のことを知りました。

近年では、官民の連携で分別して回収した使用済み紙おむつを殺菌などの衛生面の処理をし、再
資源化する動きが出てきました。ごみや処理費用の削減のほか、焼却炉の安定的な稼働、二酸化炭
素排出量の削減で環境負荷を低減できるなどの利点があります。また、国連の持続可能な開発目標
を掲げる持続可能な消費と生産のパターンを確保することなどにも貢献できると思います。

使用済み紙おむつのリサイクル方式としては、現在国内で実施されている処理方法は、数いろ
ろ上げられていましたけれども、時間の関係上、これは省略させていただきますけれども、いず
れの方法も紙おむつのリサイクルを考えたものです。市として超高齢化社会を展望して、紙おむ
つのリサイクルを考えられたことはないかをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） ではお答えいたします。超高齢化社会に向けて紙おむつのリサイ
クルですが、郡上市といたしましては、地球環境の保全並びにごみ処理施設の延命化等への悪影響を
軽減するための一つの方法と考えております。現時点では、費用対効果が一番の課題となるものと
考えます。

今後、紙おむつのリサイクルに関しましては、国における国土交通省のロードマップや環境省の
ガイドライン、またSDGsにかかわる各企業の取組結果を参考にしまして、本市の実情に最も適
した対策を、他市の自治体の動向も注視しながら模索していきたいと考えておりますので、よろ
しくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） ありがとうございます。

それでは、もう一つの質問というか、同じごみ問題ですけども、プラごみと可燃物の分別につ
いてということで、最後にお聞きします。今年の4月より今までごみの分別で市民の皆様に努力を
いただいていた、プラごみが分別をしなくても可燃物として黄色い市指定の袋に入れて出せるよう
になりました。

これに至ったいきさつについては、以前説明を受けましたので、これは省略して結構ですがけれども、5か月たった現在、燃料の問題、作業の問題等で検証されたことがあれば教えていただきたいと思います。

また、特に、作業の工程で困ったことがあれば、そのことも今後の課題として教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） ではプラごみと可燃物の分別をなくしたことによる実施後の状況でございますが、現時点8月末の検証といたしましては、1キログラムのごみを焼却する際の助燃剤灯油の使用量の削減率が14.1%、電気使用量の削減率が8.7%です。

残年度ベースで、今年度1年間を換算しますと、灯油代で1,374万6,000円、電気料で843万5,000円の削減が推計できます。収集委託費はプラごみ分別収集が不要になったことにより、昨年度契約と比較しまして658万5,000円の削減になり、合計削減額は2,876万6,000円が見込まれる状況でございます。

また、2点目の特に作業工程上で困っていること、今後の課題ということでございますが、郡上クリーンセンターにおけるごみ処理作業の工程について、今回のごみ出し方法の変更により発生した問題は特にございません。

ごみ処理の工程で変わったところは、プラスチック製の容器包装の分別作業が不要となったことです。ここ2年程度は必要人員から欠員1から2名の状態が続いておりましたので、厳しい人員配置で処理をしていたという状況でありましたので、今回の処理工程の減による工員の雇い止めも発生しておらんという状況でございます。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） ありがとうございます。プラごみもクリーンセンターで分別をしてみえるところを一度見せてもらいに行ったことあるんですけども、この流れに沿ってずっとプラごみが流れてくるのを、作業員の方が一つ一つ手で確認しながら、やってみえたのを見まして、においも悪臭もしまして、大変な作業だと思っておりましたけれども、そういうことがまず一つでもなくなったということと、また灯油とか電気代とか、いろんなことがこのように削減されたということで、これは分別をしなくてよくて、可燃物と一緒に処理できるということが、こういう利点があるということを知りましたのでありがとうございます。

これからもごみの問題についてはいろいろあると思いますけれども、どうか市民の目線に立ってよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

（午前10時11分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時20分）

◇美谷添 生 君

○議長（山川直保君） 18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点、道路整備と地域振興、それから農地政策についてをお伺いいたします。

まず、道路整備と地域振興ということで、今回は白鳥町石徹白地域の現状についてお尋ねをいたします。

石徹白地域は、縄文の昔より人が住み、集落の一番上手には白山中居神社が鎮座され、白山信仰と長い歴史と伝統文化の豊富な日本のふるさとの地域であると思います。そして、ここは1,000人が自給できるところというところで、今まで営々と営みをしてきてみえます。

今回、石徹白の歴史や成り立ちについては申しませんが、昭和30年当初の白鳥町に越県合併をしたときは、村内に約1,000人の人が居たようですが、現在は約250人という状況になっております。

しかし、近年、石徹白地域の人たちの努力と石徹白の地に魅力を感じて石徹白へ移住した人たちがおり、子どももふえ、地域の維持発展に希望が見えているような感じをいたしております。

そこで、地域を守り、維持発展するためには、道路の整備は重要なことであると思います。石徹白は郡上市の西のはずれにあり、石徹白へ入るには岐阜県側の県道前谷石徹白線と福井県との両県にまたがる県道白山中居神社朝日線の2つの方法がございます。

石徹白前谷線は白鳥町合併以来改良がされておりますが、前谷側の山が急峻なため、幅員の確保と勾配の軽減はなかなか困難であり、以前からトンネルの要望がされてきたところであります。

郡上市が合併して、めいほうトンネルの次は石徹白であるというようなことが言われておりましたが、なかなか現実には動きはできていないのではないかというふうに思いますが、どのように県としてはこの点を考えているのかお伺いをしたいと思います。

また、白山中居神社朝日線は、在所内の改良にかかっておりまして、ほぼできたような気がいた

しますが、石徹白の在所のはずれから県境を挟み、石徹白ダムのちょい上手のところまでが未改良ということで、特に冬期については交通規制がかかり通れないと。たまたま夏場は通れますので、私もときどき通ることがありますが、なかなか大変な工事ではあるかと思いますが、この両県で県が違うもんですから、まず双方が建設に関しての要望あるいは提言をしていかなければなかなかこれが進まないというふうに思います。この改良計画について、未改良地域の解消について伺います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、私のほうからただいまお話しのありました2路線の県道につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、ただいまお話ありました、この一般県道の石徹白前谷線及び白山中居神社朝日線でございます。議員お話ありましたように、地域の方にとりましては、大変重要な路線であるということは、我々も認識をしておるところでございます。

その中で、まず石徹白前谷線のほうでございます。概要と簡単に御説明をしたいと思いますけど、ただいまお話の中にもありましたように、石徹白地区から白鳥の前谷地区、こちらの156へ向かう延長が12.9キロの県道になってございます。

お話にもありましたように、この中には縦断勾配が12%という急な坂道であったり、あるいは急なカーブが連続するというので、これまでも、交通事故であったり渋滞というものが起きているルートではございます。

これまでも、現況の改良等を実施を県のほうでしていただいておりますけど、平成9年にはスノーシェットの施工をしていただいておりますし、平成30年にかけては、ヘアピンのところの雪崩の防止柵、こういった工事も実施をしていただいております。また、平成20年のときには、防災の工事の完了によりまして、雨量による規制、こちらのほうも解除されたという状況でございます。現在も、県土木のほうでは、舗装であったりとか側溝の整備等も引き続き行っている状況でございます。

お話のように、この路線につきましては白鳥町時代からトンネル計画も含めた改良要望ということで出していただいておりますけど、こちらにつきましても、引き続き県のほうへは御要望をさせていただきたいというようなことで、現時点では具体的な改良計画についてのお話は県のほうからはまだいただいているという状況でございます。

もう1本の白山中居神社朝日線、こちらにつきましても、お話のとおり、岐阜県と福井県を跨ぐ県道ということでございますが、このうち岐阜県側につきましては、5.3キロございます。このうち未改良の部分が約2キロということで、先ほどお話があった場所については、未改良区間があり、

また1.9キロは冬期の通行規制ということになってございます。こちらにつきましても、先ほどの石徹白前谷線と同様に、県のほうには、これまで要望をさせていただいておるところですけど、いづれにしましても、こちらは福井県側、こちらとの関連もございまして、県のほうでの実施は市内各地で行っていただいておりますので、そういったところの中で、本線の状況も踏まえつつ、また福井県側の状況も踏まえながら、これまでと同様、県に対しては引き続き御要望をさせていただきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。それなりの要望はさせていただいておることではございますが、やはり議会であるとか地元であるとか、ちょっと精力的にやる必要があるのではないかというふうに考えますが、合併の前で、白鳥町時代には、福井県の当時和泉村との議会との交流を毎年やっておりまして、専ら話題は観光であるとか、道路改良のことがいつも話題になっておりまして、福井県側のほうは、結構、家がなくなってからの上流のほうへ改良が進んで、今、先ほど申しましたけども、石徹白ダムのダムサイドからちょっときたとこまで2車線でできております。そんな中で、この両県に跨ぐということでもありますので、県の事情も違いますし、一緒のわけにはいかんかもしれませんけども、ここで、今、白鳥町側は郡上という合併でありますし、和泉村のほうは大野市という地域の合併であります。幸いなことに、郡上市と大野市は、いろんな方面で連携をしながら交流をさせていただいておりますので、この際、やはり議会でも、また市の行政のほうとしても、この中居神社朝日線についての期成同盟会という大げさかもしれませんが、そういう形の中で、一つお互いに意を同じくして、この問題に取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えます。

今、中部縦貫自動車道が急ピッチで進んでおります。後ほど進捗についてはお聞きしたいと思いますけれども、やはり石徹白地域では、この中部縦貫道へのアクセスが今後の地域の明暗を担っておると言っても過言ではないと思います。そんな中で、できるだけ早い、中部縦貫にアクセスできるような、そういう運動をしていくのが大切であろうかというふうに思っております。この件についての市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、議員からは石徹白を巡って、いわゆる従来から課題になっております石徹白トンネルの問題、そして石徹白から現在は郡上市になっておりますけれども、昔の和泉村そちらのほうへ出ていく、いわゆる白山中居神社朝日線、この未改良部分の問題ということで御指摘ありました。

まず前者のトンネルの問題につきましては、お話がありましたように、従来、郡上市では、いわ

ゆる小那比へ通ずる大峠、そして明宝の小川へ通ずる小川峠、そしてこの石徹白へ通ずる桧峠、それぞれ難所であって、ここをぜひトンネルをつくってほしいという大きな、それぞれ住民の希望と期待がございました。その中で御指摘もありましたように、大峠の克服するための羽佐古トンネル、そして今、正に小川のほうへ通ずるめいほうトンネルがほぼ貫通をして、もう2、3年のうちには開通をすると、こういう運びになっている中で、石徹白の方々が、次は石徹白トンネルだということで、ぜひとも早期に着手をしてほしいというふうに要望されるのは当然のことであるというふうに思っております。過日も石徹白自治会長さんのお名前で、早期に石徹白トンネルに着手するように、市も尽力をしてほしいという要望書を受け取りました。石徹白トンネルについては、従来から私どもも県のほうにずっと要望してまいりました。

一方、白山中居神社朝日線につきましても、今御指摘のように、間もなく中部縦貫自動車道がずっと延びてまいりまして、和泉までは開業するのも、もう目に見えております。そうなりますと、どうしても石徹白から石徹白川を沿って和泉まで出ていく白山中居神社朝日線の改良ということは課題になってくるというふうに思います。これもまた、私ども毎年、県のほうへは要望をいたしております。こちらのほうは、もちろん岐阜県だけでなく福井県のほうの御理解、御協力も御尽力も必要になってくるものでございます。いずれにいたしましても、この地域の要望、そして今御指摘がありましたように、これからの石徹白の発展ということを考え、地域の連携を深めていくためには必要な事業であるということで、我々も声を上げていきたいというふうに思っております。ただ非常に悩ましいのは、これは県事業という形で行われますので、今、岐阜県の中で郡上土木事務所が抱えている濃飛横断自動車道の、例えば八幡和良間の問題であるとか、あるいは那比を通じて関のほうへ抜けてまいります道路の改良の問題であるとか、従来からかなり優先度が高いというふうに位置づけられていたものが、今これからも動き出そうとしております。そういう中で、例えば、この、今、2つの事業を県に強く要望するにしても、例えば、郡上市としてはトンネルと白山中居神社朝日線とはどちらが優先度が高いのかというような問いかけもされる場面も想定をされます。私たちはどちらも大切だということで要望はしてまいりたいと思いますが、そういう中で、現実の中では、なかなかわかったという形で、じゃあ着手しようかというところに行くのはなかなか難しいという現状も抱えているということでございます。

しかしながら、そうばかりは言っておりません。私どももしかし熱意を持って、今後ともしっかりと要望してまいりたいというふうに思います。特に御指摘のありました大野市さんとは、今、非常に議会のほうもそうですけれども、私たちも友好的な関係にあり、中部縦貫自動車道の促進何かについても、毎年連携して要望しておりますので、そういった関係の下、この問題にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。あれもこれもほしいのは山々でありますけども、事情があって、なかなかどちらも手に入れることは、なかなか難しいということはよくわかりますが、石徹白というところは、本当にすばらしい環境でもありますし、歴史的に見ても、この地域が今後存続できないというようなことは日本の問題でもあるというふうに大きく思います。そして、大野市、これはおこがましいかもしれませんが、大野市の奥座敷的な非常に魅力のあるところでもありますので、大野市さんと連携をしながら未改良区間といいますか、双方で約5キロありますので、中部縦貫道の開通に合わせてとまでは言えませんが、あれを有効に利用できる、そして関西のほうからの西の郡上の出入口というような意味合いもございますので、この件は議会としても、やはり真剣に取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、先ほど少し触れましたけれども、中部縦貫自動車道の進捗についてということですが、この線については、なかなかこれは実現難しいのではないかとというのが今までの思いでありました。先日も158号線沿いを通して、これは非常に急ピッチで工事、いわゆる仕事になされておるなということ実感をいたしました。そこで、今後の、今4年あととかというように言われておりますけれども、順調な工事に進捗しているかどうか、またそのためには何か我々もできることがあるのかどうかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（山川直保君） 建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） お答えをしたいと思います。私のほうから、今お話ありましたように、中部縦貫自動車道、こちらの進捗の状況につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

皆様も御存じかと思いますが、平成29年の7月にこのルートの中でいく、永平寺大野道路、こちらが開通をして全体の中では58.6キロが、現在共用を開始していただいておりますという状況でございます。その中で、現在、大野油坂道路、ここにつきまして、いわゆる大野から油坂の間を3工区設定されまして工事が施工中でございます。また、この中部縦貫道には、高山方面への道路についても、事業を実施していただいているというところでございます。

この状況等につきましてということですが、今年の4月に近畿地方整備局、こちらのほうで発表があった内容によりますと、この大野油坂道路、約19.5キロあります。大野油坂道路全体は35キロありますが、このうちの大野インターから和泉インター約19.5キロでございますが、これが2022年、令和4年度に開通見込みということで発表がされておりました。そうなりますと予定通りで、令和4年度までに和泉インターまで開通になりますと、油坂まで残り15.5キロという区間が残るような形でございます。

これまでも、先ほど来、お話の中にありましたように、郡上市と大野市で共同して、この中部縦

貫の御要望もさせていただいておる状況ですので、この完成に向けては、郡上市としても大いに期待をしておるというような状況でございます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。令和4年といいますと、もうすぐであります。大きなプロジェクトは予定どおり進んでいくということでありますので、それに合わせた地域のことについても検討をしていく必要があるというふうに思いますので、今後ともよろしく願います。

そうしましたら次の質問に移らさせていただきます。

次に、農地政策ということで、今回はこの耕作放棄地についてお伺いをいたします。耕作放棄地とはどのような状態にあるものを言うのか、何年ぐらい耕作しないところを耕作放棄地と言うのかというような、耕作放棄地はどんな状態のものであるかということが1点であります。そして、現在市内の耕作放棄地の面積はどのぐらいとふんでみえるか。前には山に近い田畑については、造林の補助金までいただいて木を植えたというような時代があります。そんなところは、今、地目が農地なら農地ということになるのか、山になるのか、どういうふうな扱いになっておるのかということについてもお聞きをいたしたいと思います。そして、この耕作放棄地を復旧して、また耕地に戻すということに、耕地として使いたいというときの、やはり、方策、対策というのは何かあるのかなのか。どういうふうと考えてみえるかということについてお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは御質問に対し、順にお答えさせていただきます。

まずは耕作放棄地とはどういう基準かということですが、こちらにつきましては、繰り返になりますけど、統計の調査用語の中で、いわゆる以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付せず、今後、この数年間でも再び作付をする意思のない土地ということになります。これは5年に1回ずつ行われる農業センサスの中で、あくまで農地経営者が、この判断をして出されたものが耕作放棄地ということになります。

直近は、2015年の農業センサスの数値になりますが、耕作放棄地面積としては、市全体で435ヘクタール、八幡が92ヘクタール、大和が57ヘクタール、白鳥98ヘクタール、高鷲が73ヘクタール、美並が29ヘクタール、明宝が30ヘクタール、和良が41ヘクタールというふうになっております。

こういった耕作放棄地というか、先ほど申された実際造林で木を植えているような農地につきましては、あくまで農地台帳上、地目が農地であれば農地台帳としては、農地の扱いになると。ただし、課税上、現況地目としては、実際木が植えてあれば、これは山林地目として課税がなされると

ということになります。結果、農地台帳につきましては、郡上市全体として、4,456ヘクタールが登記面積としては載っていると。ただし、今言った現況農地として判断されるものについては、3,414ヘクタールですので、いわゆるこの差が登記上は農地であっても現況的には農地とはなっていないという状態があるということ。当然、現況主義ですので、課税については現況としての扱いとしての課税になってくるということになります。

こういった耕作放棄地等を再生することについては、現在、県のほうで荒廃農地の再生事業というのがございます。これは一農家の方であっても法人、集落営農、そういった組織で申請することができますが、一地区当たり100万円を上限とすること。あと、再生する種目に応じて、簡易ないわゆる伐根とかそういう程度のものは、1反当たり1万円、もしくは事業費の4分の1。本格的に排水路をつけて改良する場合は1反当たり12万5,000円もしくは事業費の4分の1といったような改良制度はありますが、条件で言うと、これはあくまで農振農用地という、農地として守るべきところの再生に対する事業になりますし、再生をされたら必ず5年間は営農を実施していただくことが必要と。されない場合は補助金の返還ということがございますので、市としては、こういった県の事業もありますが、やはり耕作放棄地を発生させないことが一番の大切なことだと思いますので、個人の方、もしくは集落全体に対して支援事業を中山間から多面的、また引き受け手の農家に対する支援事業、また作付に対しては作付の奨励ということの、さまざまな手立てをしておりますので、そういった中で、農地を守っていければというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。耕作放棄地、農地として台帳には載るけども、実質的には農地の扱いはせんと、していないというふうに認識してよろしいかということであります。

それから、今、あと農地の所有ということについて、続けてお聞きをいたしたいと思います。今、農地を取得するために、地目が農地であれば、それはやっぱり農地のカウントになるのかなというようなことがあるわけですが、それは農地であることによって売買ができないというようなことがありはしないかという心配がございます。

そこで、今、市内の農家の農地の平均所有面積はどのぐらいになっておるか。先ほど、農地の所有条件といいますか、取得するには、今現在では30アールなければならないというのが、一つの規定であるというふうに聞いておりますが、この30アールの根拠についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） まずは1点目の一人当たりの保有農地の面積ですが、台帳上は

3,718平米となります。これを現況農地という観点で見ますと2,621平米というふうになります。こういった農地取得につきましては、御指摘のとおり、農業委員会のほうで地域事情に合わせて取得に際しての下限面積設定をしておりますが、郡上市の場合は、それは3反ということです。3反につきましては、町村合併以前のところから7か町村全て3反であり、合併してからもその3反を引き継いでおると。また、これについては3年に1回ずつの農業委員さんの任期の中でセンサス数値等を検索しながら実情はどうかということを反映しております。直近のところでは、これまで26年までは、郡上北、南に分かれておりましたが、26年3月からは郡上市1本になった。そのときに3反と決定し、直近は令和元年の1月に、この2015年のセンサス数値を元に、面積の検討をしたと。結果、面積の引き下げについては、法令上の1つの条件があって、設定する面積は10アール以上の部分、そして当該区域において設定する面積が農地を耕作しているものの4割を下回らないということの条件がありますが、これを検索した結果、44.9%という面積の引き下げは3反より下げることは可能な数値は出てまいりました。しかしながら、農業委員会としては、これまで3反ということが非常に地域の中に浸透しておること、また近隣の市町村でも多くは県内の中で言えば、42市町村のうち14市町村が3反であるということでございますので、今回決定したのは、引き続き3反ということにしております。こちらについては、また新たな農業委員が選任されておりますし、今年度2020年の農業センサスが出てまいりますので、この中の数値をもって独立した行政委員会である農業委員会の中で御検討をしていただくということになると思いますので、よろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。よく分かりましたが、従来、3反ということで、皆さんが、周知しておるということは、どうも知ってはおるということやけど、どうしてそうなんやろうと、ちょっとどうかならんかというのが実際の思いではなかろうかというふうに思いますので、今後とも、今年のセンサス、また実情を聴取いただいて、そして今の部長の話ですと、市のほうから指導するわけにはいかんと、独立した機関であるということでもありますので、それでもやはり農地は、農地はと言いますか、現在ではそんなに広くはないけども自分で耕作をしたいというようなニーズがあるので、それに合わせた対応をいただければありがたいというふうに思います。この件について、市長コメントあればよろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。今のいわゆる農地を取得するときに、その取得後の面積が少なくともどれだけ以上なければいけないかというのが、今議論になっている別段の面積ということで3反ということでございます。今、農林水産部長が説明したとおりでございますが、最終的には、もちろん農業委員会でお決めになることでございます。いろいろ美谷添議員、農地の耕作

放棄地であるとか、遊休農地であるとかいうことに御関心を持っておられて、何とか有効に活用する、そういう中で少しでも農地を活用したいという方がいらっしゃる、そういった方々に少しでも取得しやすいようにという観点からの御質問と思います。このことは、戦後、いわゆる農地改革がされてから、あまり零細な農家をつくらないということの配慮から、こうした問題が、基準が設けられているものと私は理解をいたしております。

今、郡上市では前から議論になっております、そういう田舎へ移り住みたいというような方で、いわゆる農地つきの農家住宅といいますか、そういったものを取得をされる方については、その面積は、本当にもう1平米以上の農地でもほしい方には、その農地がその住宅とセットであれば取得できるという制度にも、今なっております。そういう制度も活用していただきながら、そしてまたいろいろと農地保有の状況は変遷をしまいくるので、新しい農業センサスに基づいて、農業委員会と適切に議論をしていただければというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。実情に応じて、これは変更できるというようなことで、非常に前向きな答弁だというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時02分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時14分)

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（山川直保君） 17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番、清水敏夫であります。ただいま議長さんからお許しをいただきましたので、一般質問を入らせていただきたいというふうに思います。

まずは、令和2年は春の幕開けと同時にコロナ対策ということで、国を挙げて、また当市も市長さんをはじめ、職員の方々、日夜を問わぬ対策に御奮闘いただいております。感謝を申し上げたいと思います。

そんな中で、今回私はコロナ対策から少し距離を置いて未来志向型のことについて提案をしながら、また御指導を頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

3つほど用意しておりますが、まずは1番目に、明宝特定地域づくり事業協同組合設立に支援をということをテーマにさせていただいております。この事業につきましては、去る3月の定例会におきまして、同僚の田中やすひさ議員のほうから市長に対して設立についての考え方を質問していただいております。そのときの市長の答弁では、「人口急減地域にある小規模な事業をやられる方々にとっては、非常に良い事業ではないかと思っている。検討し活用する余地がある」というふうなことで結んでいただいたことを思い出しております。明宝地域も御多分に漏れず人口減少が急激に進んでおりまして、いまだその域を抜け出すことができておりません。3月の市長さんの答弁を受けまして、それをばねにしまして、明宝地域の振興事務所中心になって地域内の第3セクターの社長さんであるとか、観光協会長さんであるとか、地域協議会の役員の方であるとか、そういう方々をお願いしながら、この協同組合事業化に向けての検討を進めてきていただいております。それから、関係者への事業者であるとか就労している方々にもアンケートなども取っているようでございます。そんな中で、明宝地域としては、何とか雇用の確保ということは急務であり、どうしても事業を進めていくためには、この雇用対策が中心になってやっていかなきゃいかんということから、ぜひともこの組合の設立について積極的に進めていきたいと、できれば今年の12月ぐらいをめどに組合を設立して準備をしていきたいというふうな思いの中でございます。国としても、総務省としても、この制度については5億円ですかね、予算化しておるということは1,000万円としても50地域ぐらいは想定されているのかなということを思いますけれども、財源も郡上市ももちろん負担をしていただかなければなりませんけども、こういった関係事業者へのサポートといえますか、そんなことをするために、ぜひとも市長としてはいろいろこの4期目については挑戦をさせていただいておりますので、新しい時代に向かって雇用確保のために、この事業協同組合の設立について、ぜひとも推進をしていただきたいということを思いながら、細かくは3月定例会のときに述べてありますので避けたいと思いますが、市長の決意と意思を、まずはお伺いしたいというふうに思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、お話がありましたように、この問題につきましては、田中議員が3月議会であつたでしょうか、御質問がございました。過疎地域等の労働力不足といいますか、あるいは人材を確保するというようなことのためにも新しい仕組みは必要だということで、この特定地域づくり事業協同組合制度と、こういう新しい制度が法律ができて、今年の6月だったかと思いますが施行されたというものでございます。言わば、過疎地域等においていろんな事業者が奮闘、努力をしておられるわけですが、ある事業においては1年間通年でなかなか雇用をするというような状況にないというよ

うなことで、しかし、ある企業はそれとはまた別の季節に労働力を要するとかいうような形で、言わば一定のそういう地域にある事業者等が年間を通じて一定の労働力といいますか、人材、仕事としては非常にマルチの仕事をしてもらうという形のなかで、そういう人材を代表して雇用していただくのが、その事業協同組合という形で、そういう需要のある人が組合員となって一定のもちろん会費といいますか、組合員費を納めるんだと思いますけども、そういう中で、その事業に応じて事業協同組合からリクエストに応じて派遣をするということでございまして、あのときもお話がありましたし、きょうも詳しくは清水議員もお触れになりませんが、その雇用の給料といいますか、そういうものと、あるいは事務費というようなものの半分を公費で負担をすると、そして、半分の半分ですから4分の1ですけども、4分の1をただいまお話のありました交付金という形で国は交付金を出しますと、あとの4分の1はその所在の市町村で負担をしてくれと、で、その所在の市町村の負担をする分、4分の1の分のまた半分、したがって8分の1になると思いますが、その分は特別交付税で措置をしますというような形で仕組みをつくって運営していくということでございまして、この協同組合そのものの設立の認定は都道府県知事ということになっておったと思います。そういうことで、ぜひ過疎地域等のこれからの活路を開く切り札として、この制度というものは非常に注目をされるものであるというふうに思います。3月にそういうお話、田中議員から頂いて、私もそれは非常に關心を持っておったところですが、明宝の振興事務所が中心になって、事務局的存在になって明宝のいろんな関係の事業者の皆さん、あるいは個人の方もいらっしゃると思いますが、そうした方々と集まって相談をされて、拝見をしますと非常にきっちといろんなアンケート調査などもやって、果たしてこういう協同組合が成り立つかどうかという真剣な検討をされているということについて敬意を表したいと思います。ぜひひとつ、現行の過疎法は来年の3月までで新しい過疎法に時代も移っていく、そういう中で、この過疎地域というものを何とか振興していかなければいけないということでありますので、私はぜひ明宝のように非常にいろんな地域団体がたくさんあって、何とか自分たちで問題意識を持って地域を盛り上げていこうという地域にとって、非常にこうしたものを一つの先駆的なモデルとして取り上げられることには意味があるし、その可能性もあるというふうに思っておりますので、ぜひ地元の真剣な協議を私も望みたいというふうに思います。

ただ問題は、現在は先ほど申し上げたような公費負担の支援があるというふうに説明されていいますが、これがいつまでもあるというふうに保障はされていないといいますか、どこまでこういう予算措置がされるかというような問題があるので、いずれ独り立ちをしていってくれというような話になったときに、最初から全て公費頼みということで事業を発足していった場合に、もしそういう形になったときに非常に困ることもあると思いますので、当初のスタートアップのときにはこういう支援措置もあるけれども、できるだけそれぞれの事業が力をつけてこうした制度をできるだけ自

力に近い形で運用していけるという意気込みと覚悟も持ちながらひとつ検討していただければありがたいというふうに思います。今、スタートアップされることについては、私どもも非常に関心を持って見ていきたいと思ひますし、しっかり明宝の振興事務所でフォローしてもらいたいというふうに思っております。この制度は、郡上市中、どこでもここでもやれるという制度ではなくて、過疎地域またはそれに準ずる地域ということで地域限定もついていますので、そういう形で、それに適当であると認められた地域に認められた制度でございますので、まずは一つ明宝でそうしたものを立ち上げるべく御尽力を頂ければ、私たちもしっかり応援をしていきたいというふうに思ひます。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長さんには、本当に前向きにまた御指導も頂きながら答弁頂きましてありがとうございます。明宝地域でちょっと話しておりましたら、明宝だけでなく和良地域も同じような近いところにあるものですから、一体感も持ちながら、このことも広めていきたいなと将来的にはというようなことも思ひもありまして、心は地域の振興ということで、郡上の中の過疎地域でありますけども、そこでいかに伸びていけるかということの力いっぱいの仕事もしていきたいという思ひでございますので、それを提案頂きましたことにつきましても、心して取り組めるような、また私もそういったこともお話をしていきたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは2番目にまいりたいと思ひます。

郡上市版のスノーリゾート形成事業の姿はということタイトルにさせていただきました。これにつきましては、既に全員協議会等でもお話を頂いておりますが、観光庁のほうの国際競争力の高いスノーリゾート形成事業というのに郡上市が支援対象地域に選ばれたというニュースが飛び込んでまいりました。本当にこれはうれしい話題でございまして、ここまでするには、市の観光課の特に職員の方々が、相当膨大なデータも積み上げながら観光庁に対してのそういうことも申請をされたんじゃないかなというふうには思ひますけども、中部地方ではこの郡上市がそういうことの中に選ばれたということについては、そのことは郡上市長が掲げておられる観光立市の大きな後押しには、これはなってきますし、スノーリゾートといえども冬季ばかりじゃなくてグリーンシーズンも含めた通年的な観光地形成ということでは絶対に欠くことはできないというふうな思ひがしております、これに期待するところ非常に大であります。特にそういう意味では、市としてどんな形をスノーリゾート構想について、郡上市版として描かれているのかをまず1点目にはそんなことを概要をお伺いしたいと思ひますし、併せて2番目に上げておりますのは、スキー場ということが1つはテーマになっておりますので、現在、市にはスノーリゾート構想に関わるスキー場というも

のがございますが、ちょっと見にくいかもしれませんが、これは北部のほうのスキー場を図示して、一番左側がめいほうでございます。あと鷲ヶ岳とか、それから今のスノーパークのほうまでつながっているんですけども、めいほうスキー場は高鷲のほうへぐるっと回り込んでいまして、ほとんど鷲ヶ岳と同位置ぐらいのところにめいほうスキー場もあって、めいほうスキー場から鷲ヶ岳は本当に1,600メートルのスキー場を登るとほん目の前に鷲ヶ岳が見えると。ひと越えすれば高鷲のスキー場群へ届くんやなという地域にございます。ここは国有林が間に高山市が入っていますけども、いろんなことを考えたときにちょうど郡上の中でも156沿いとせせらぎ街道沿いは指の先のように入っていますけども、横へつなげるという道路がなかなかないものですから、今、林道等ではつながっていますが、そういったことでいえば、何とかこのスキー場の辺からどんと高鷲へ飛び込むようなもし道ができれば、これは本当に防災、国土強靱化も含めた郡上の北部の横断道という感じで、せせらぎ街道と156、あるいは東海北陸をつなぐ幹線道路にもなるし、スノー用の道路じゃなくてグリーンシーズンに使える、まさにこの一帯をスノーリゾート地域という、あるいはグリーンリゾートといいますか、そういったところに使えるのではないかなということを思って、全く手の届くようなところにあるものですから、これは何としても、市長さんの代のうちに何とかつけてもらえると一番いいと思いますけれども、それはさて置いて、めいほうトンネルも先ほどお話頂きましたが、昭和42年に立ち上げてから50年ぶりにいよいよ開通という運びにきました。僕、どっちかという議員になってから道路族と言われるような形でそういうことをお願いずっとしてきましたけども、夢は長期に持って、その夢に向かって何とか進んでいくためには、こういっただけのも一つは郡上市の将来のビジョンの中に入れていただけるといいかな、それがスノーリゾートを形成していくためのまた一つのスキー場だけが整備するんじゃなくてつなげるということが、結局ということも大事なことを思いまして、そんなことを思いましたので感想をお伺いしたいと思います。これは担当部長にお聞きしまして、市長には3番目に何うつもりでございましたが、次の3番目のテーマも関わっておりますので、そのときに総括で頂きたいと思いますので、まずは1番、2番について担当部長さんから考え方、構想、道路網についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） そうしましたら、私のほうからは、1点目のスノーリゾート構想についてお答えをさせていただきます。

まず、この事業でございますが、スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人の増加を受けまして、インバウンド事業をタイムリーかつ的確に取り込むために意欲とポテンシャルの高い地域に国際競争力の高いスノーリゾートを形成するために設けられた事業でございます。この事業の特徴といたしましては、単にウインタースポーツの進化を図るということだけではなくて、グリーンシーズン

のコンテンツの造成であったり、多言語対応などの受入れ環境の整備、そして降雪機導入などのスキー場インフラの整備など地域のステークホルダーが一体となって地域固有の資源を生かしながら、通年観光というものを目指す取組を支援しているということでもあります。このため本事業の対象となりますのは、観光地域づくり法人でありまして、DMO法人もしくはDMO候補法人ということになります。郡上市観光連盟は、今年1月にこのDMO候補法人として登録しておるわけですが、今回のこの本事業に取り組むということが可能となりましたので、6月に事業申請を行いまして7月3日にこの事業に採択をされております。県内では郡上市のみが採択されているというものでございます。

郡上市では、「EXPERIENCE POWDER SNOW IN CENTRAL JAPAN “GUJO”、歴史文化とふれあうスノーリゾート郡上」をコンセプトに様々な事業に取り組みます。

具体的な取組といたしましては、リアルブランディングと経営環境の整備、スキー場と地域資源の連携による長期滞在と経済循環の実現、通年して郡上の観光を楽しめるコンテンツの造成、これら3つを基本といたしまして、スキー場がまず個別に行う事業といたしましては、独自の旅行商品の造成と降雪機の導入であります。

また、スキー場と観光連盟が共同して行う事業には4つの大きく分かれるわけですが、1つ目が言語のストレスがなく滞在を楽しみ、利便性と満足度向上のためにデジタルサイネージやピクトグラム等の多言語表記の改善及び無料Wi-Fiの整備であります。2つ目には、スキー場間の周遊化などベースタウンとスキー場をつなぎ、地域内の消費の活性化を目指す二次交通整備への取組というもの。3つ目は、スノーコンテンツ以外のアウトドアや歴史文化、観光も含めた商品造成とプロモーション。4つ目は、ガイド人材の育成と関係者が共有しますリスク管理のマニュアルの策定であります。そして、観光連盟が独自に取り組む事業といたしましては、ストーリー性を持ったホワイトシーズンとグリーンシーズンの観光旅行疑似体験ツアー動画の制作と効果的な配信であります。

総事業費は約3億2,000万円で、その2分の1が国から補助をされるものでございます。

事業の本来の目的は、このインバウンド需要というものを獲得することではありますが、現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために出入国制限が出されております。想定どおりの計画実施というのは困難な状況ではございますけど、今回実施する様々な取組や整備というものは、国内の誘客にも当然有効であることや、コロナ禍明けのインバウンド需要を取り込むには、ソフト、ハードともに国際基準に達していることが郡上の強みになるということから、事業を遅延させることなく実施をしていくものでございます。また、本事業はDMOの取組の重要な一端を担うというものでありまして、観光立市郡上の実現に欠かせないものと認識をしております。

なお、来年度以降の国からの支援につきましては、主な財源が出国税であるということから、現状においては見通しは非常に不透明な状況であります。しかし、今年度事業の執行につきましては、粛々と完成に向けて遂行していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、私のほうからはお話のありました高鷲地域、明宝地域を結ぶルートについてのお話をさせていただきたいと思います。

この話をさせていただく前に、実は市のほうにおきまして、これは県と連携をしておるわけですが、平成29年度に建設分野におきます県市連携ということを行っておりますけど、この中で郡上市の幹線道路ネットワーク構想、こちらを作成しておりますのでこの図面をちょっとお示しいたと思います。皆様のお手元にも図面をお配りしておりますが、こちらが県と共同しましてつくりました幹線道路網のネットワーク構想の図面でございます。少し小さいのでお手元の図面を見ていただければ分かると思いますけど、この中で議員が先ほどお話がありお示しのありました高鷲と明宝をつなぐルートというのが、図面の上段側に緑色の点線でつながっているルートがあります。まさにこれがお話のあったルートではないかというふうに思っておるわけでございます。このルートにつきましては、当然将来も含めて考えますと非常に効果的で期待が持てる理想的な道路ではないかというふうには思っておるわけでございますが、しかしながら、これにつきましては、実際にその整備を行っていくとなりますと山間地域を通る新規の路線ということもございまして、実際には膨大な事業が必要になってくるのではないかとということもありますので、なかなか整備に向かつては困難度が高いルートではないかというようなことを我々も思っておる状況でございます。そういうところではありますが、このルートにつきましては横軸を結ぶルートでもあり、各地域を結ぶ環状的なルートでもありますので、このルートにつきましては長期的な観点も含めまして、今後も調査研究を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（17番議員挙手）

○議長（山川直保君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 両部長ありがとうございました。この図面を見させていただいてちょっと胸が熱くなっておりますが、私たち政治を志す者は夢を追い求める部分もかなりあるものですから、机上でまずは絵を描くという作業は本当になかなか決断をしないと描けん部分もあろうかと思えます。ゆうことでは、今回こういう形で、点線ではありますけども、これだけのところを、ひとつこういうことでつないだらどうやろうということをしていただいたということについては、本当にうれしいと思いますし郡上市の未来に力を感じました。この件につきましては、また3つ目でおさらいをしたいというふうに思いますが、ありがとうございます。

また、商工観光部長さんのほうからお話を頂きました国際的に競争力のあるスノーリゾート、通年観光といいますか、地域の資源とか魅力を結んでやって広い地域を周遊していくという将来的なことを考えたときに、郡上は一体となったスノーリゾートを中心にしてその広がりを地域へ持っていくという意味でないと、この形成促進にはならんかなという意味では、そういう方向へ向かっていける一歩ではないかなというふうに思っております。出国税の関係もあって来年度以降のことはまだ未知数でありますけども、一つのこれが起爆剤になって郡上の観光振興をさらに引っ張っていける、それにはまず郡上市、スキー場が元気取り戻していくということも大事なことから思いますので、そういう意味では、今回スノーマシン等整備されて安定した雪の中でスキーが楽しんでいただけということは、よりレベルを上げるためには意味のあることではないかなというふうに思います。御尽力いただきまして、さらにこれから郡上市が世界に向けて高いスノーリゾート形成地になれるように御尽力をさらにさらにお願いしたいということと、また希望しながら、この2番目のことについては終わりとさせていただきます。どうかまた奮闘をしていただきたいとよろしく願いしたいというふうに思います。

さて、それでは3番目のテーマに移りたいと思いますが、若干2番目のテーマとも触れてきますけども、タイトルは、令和時代の市を取り巻く道路網整備構想はということにさせていただきました。今ほど既に図面を頂いておりまして、もう多くを語る必要もないんですけども、せっかく用意してきましたので思いだけ述べたいと思いますが、先ほどから前の美谷添議員のときにも市長のほうからもお話が出ておりましたが、日本の真ん中、岐阜県の真ん中という郡上市でございます。道路網については、東海北陸自動車道も全通し、それと並行して156、県道含めて、あるいはせせらぎ街道、あるいは和良街道へと延びておりますけれども、今、先ほどの話で見ますと、中部縦貫道も視野に入ってきたという話、それから濃飛横断自動車道もいよいよ地元説明会も先般までに終わっていただいたということで、その図面も公開をされております。そして、自分もずっと関わってまいりましためいほうトンネルにつきまして、本当に半世紀の時間を要しましたが、ここへきて近い期限に開通するというふうな状況がきまして、本当に地域のものにとっては、鉄道も地下鉄もないそういうところの山村地域にとっては、道路がなかったら何もできない、何も始まらないというのが現状の中で、着々とそういったことが整備をされていくということになってきております。そういう意味では、今後郡上市というものは、高速道路が通っておって各地域にインターチェンジもあって、そういう状況のすばらしい立地条件は持っておりますけども、あに図らんや、縦軸はすばらしい道ができましたけど横軸というものがなかなかない中で、私もせせらぎ街道と国道156と和良を結ぶとか、そういったことも含めて郡上市の合併した形がそれが淘汰できて一つの形になるんかなと思います。特に美並から大和、白鳥―八幡、白鳥―高鷲間は156とか東海北陸で結ばれておりますけども、明宝と和良と、それから八幡と美並、そういうつながる、要するに郡上を

環状線とした場合に、東回り線というのはまだまだこれからの道路計画に委ねることが大であろうかというふうなことを思ったときに、全体の郡上市は将来どんな姿を見ていったらいいのか、例えば、この今図面で後ほど説明いただくとお思いますけども、これは本当に全部できてしまえば完璧なことはありませんけども、でもこれを目指すという一つの目標を立てるということは、私たちも自分たちの代になかなか間に合わないかもしれないけれども、でも未来にそれをつないでいくという作業は、郡上市が永遠である以上は続けなければならないという意味では、執行部レベルでこういった図面を明示していただくということは、これはいつかものにするぞという、僕は決意の表れではないかなというふうなことを思っております。郡上市の活性化はもちろんですけども、観光・農業・移住、いろんな意味でこの郡上の立地をプラスに持っていくためには、そしてまた国も国土強靱化という大きな事業も旗印も上げております。郡上へ行けばどこへ行っても何があっても大丈夫だというふうな郡上市づくりをするためにも、市民の人が安心してどこへでも行けるような、災害があってもどこへでも到達できるような、そういうエリアにこの広大な郡上市はしておく必要があるということでは、この図が本当に近い将来に少しずつでも形となって出てくれば、次に時代にまたこのことを伝えていきながら、これは10年かかろうが、100年かかろうがこうしていくんだという目指すものが、郡上には市民にとっては必要だし、次の若い人たちにとってもこのことはつないでいくための遺産ではないかなというふうに思いますので、そういった意味で担当部長からの決意と思いとそれから日置市長のいよいよ未来に向けた夢をお聞きしたいと、決意をお聞きしたいと思います。できるならば日置市長の目の黒いうちにこの路線のどこからかを着工していただくことを切に期待しておりますし、なるやと思っておりますけども、そんなことも含めながら御意見を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、ただいま清水議員さんのほうのお話がありました。先ほどのことも関連はしておりますけど、この、先ほど説明しました郡上市の幹線道路ネットワーク構想の図面、こちらにつきまして、少し私のほうから御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど高鷲—明宝間のという道路の御説明をしたところではありますが、この図面につきまして、見ていただいたとおり大きく郡上市の要は南北軸——これはブルーで示しておるルートでございますが、東海北陸道、156号等、あるいは472号、こういったルートのいわゆる縦軸をブルーで示しております。そして、今度は市内を東西に結ぶ東西軸ですね、これは図面の中で黄色い線を表示をさせていただいておるところでございます。そして、図面の中のグリーンの線です。こちらは、この郡上市内のそれぞれの核となるエリア、これを環状的に結ぶルートということで、環状網的な機能を持ったものということで、この図面の中に示しておるような状況でございます。

先ほど来、議員さんのほうのお話もありましたように、まさに今郡上市内におきまして、広域的な幹線になるルートの整備が進んでおる状況でございます。そうしますと、これらに対する接続も含めたいわゆるその補完をするという意味も含めます地方道路等も含めて市内をいかに利用できるような形のネットワークを組んでいくかということがございますので、そういった意味も含めまして、この図面をつくらせていただいたわけでございます。

今後におきましては、当然この図面を基に、社会情勢、経済情勢が変化していく中で、当然見直し等も必要かと思えますけど、現状におきます将来に向けた郡上市内の道路網ということで、この計画を基に郡上市としましても進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） すみません、今、ちょっと話を聞いておって、今夜眠れず、明日夢に見て、もうはや明宝の道路できている夢を見るのではないかなと思って聞いておりましたが、本当にこの郡上を取り巻く道路網がこういう形にぜひとも事務局レベルで、市長局レベルで構想を描いていたということについては、本当に形として自分たちも未来へつなげる大きな足がかりになる絵かなと思って感心をいたしました。御尽力につきまして、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。で、市長からはこの実現について決意をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。まず前の議題といいますか、スノーリゾートの問題と絡めてといいますか、お話をしたいと思います。まずこの国際的な競争力を持ったスノーリゾート、観光庁のこのプロジェクトに採択をされたというのは非常に郡上市の観光連盟がDMO候補法人になったことの一つの実質的な効果の表れだと思います。この地区採択に当たりましては、観光連盟はもとよりであります。青木副市長をはじめ、市の観光立市推進本部の職員や観光課の職員が非常に尽力をしてくれまして、この構想を詰めてくれまして、採択に至ったということも申し添えておきたいと思いますが、率直に申し上げまして、郡上市のスキー場は東海北陸自動車道という、明宝はちょっと八幡から入っているわけですが、というような幹線ネットワークに恵まれておりまして、中部国際空港からも近いと——近いと言いましても結構ありますけども、そういうところであって、十分に国際スノーリゾート地域になる可能性を持っています。しかしながら、いろんなおもてなしであるとか、その他インバウンドに対応するようなことについては、やはり日本国内では、ニセコであったり、長野県の野沢温泉スキー場であったりとか、白馬であるとかというところと比べると今一步、やはりいろいろと頑張らなきゃいかんところがあるということが

ございます。しかし、そういうところと比べて、今回のこの郡上のスノーリゾートの構想の言わばキャッチフレーズにも入っておりますが、歴史と文化に触れ合えるというような点については、他の地域にない特色も売り出せていけるんじゃないかというようなこともアピールしながら、構想が採択されたというふうに思っております。そういうことでありまして、今年度まずは滑り出したということであります。財源的に少しこれから出国税の問題等、インバウンドが今先行きが見通せない中で、不透明な点もありますけれども、これを契機に関係者が一丸となってやはり郡上のスノーリゾート地域、ここをスノーシーズンだけでなくグリーンシーズンも含めてリゾート地、たくさんの方が来ていただけるようなそういう地域として形成をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ今ありました、そういうことの中でどうしても道路ネットワークということが必要であるわけでありまして。先ほどからお話のありました、この高鷲と明宝を結ぶ道路の話をお聞きしておりまして、大分かつて数年前だったかと思いますが、慶応大学の米田雅子先生がおいになって、「異種の道ネットワーク」というような、林道であるとか農道であるとか、その他いわゆる通常の道路であるとか、そういうものを結ぶことによるネットワーク形成とかというふうなお話もあって、そのときもこの道は一つのハイライトを当てられた道であったかというふうに思います。そういう道でありまして、非常にこれからのいろんな構想を考えると、必要な、あるいは夢のある道路であるというふうには思っております。

そのほか、もろもろの先ほど部長が説明しましたような郡上市の幹線道路ネットワーク構想、いずれも郡上のような地形の中でよくよくこの地図を見てみると、あそこここをつなげば丸くなるといえますか、わっかができるという形で、よく道路についてはミッシングリンクということを行いますけれども、そういうつながっていないところをつなぐと、今非常に遠回りをしていくところがずっと結ばれるよねという道路というのは何か所もあるということだと思います。そういう中で、この道路をはじめ、郡上市が今構想を立てている道は、これからの郡上の発展のためにしっかり頑張っていかなければいけないというふうに思っていますが、しかし、先ほど石徹白の美谷添議員の御質問にあるトンネルや白山中居神社朝日線、これもこの絵図にはリンクをはる道路として図示されておりますが、なかなか新規の道路投資というものが、今、片一方で老朽化する道路の維持補修とかいろんなことにも金がかかるという中で、なかなか実現しにくくなっている状態にもあるということでもあります。そういう中で、先ほどめいほうトンネルが叫び続けて50年ということでございますので、この高鷲と明宝を結ぶ道も叫び続ければ50年後にはできているかもしれないというふうに思いますけれども、それは若干あれですけども、いずれにしろ、こういう道路の構想というのものもしっかり持つと、構想なければ実現なしと、点線がなければ実線にはならないということだと思いますので、皆さんとともにそういう夢を描きながら進んでいきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 関係の部長様、それから市長さん、本当にありがとうございました。まだまだ夢を持ち続けてこの郡上市は前へ進まなければならないというふうに思いますので、共々一緒になって地域づくり、あるいは郡上市の目標達成のためにお互いに御尽力をさせていただきたいと思いますし、市長さんはじめ、職員の方々もどうか希望に向かって邁進を力いっぱいしていただきたいということをお願いしながら質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時57分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 本 田 教 治 君

○議長（山川直保君） 1番 本田教治君の質問を許可いたします。

1番 本田教治君。

○1番（本田教治君） 1番、本田教治でございます。ただいま、議長より発言の御許可を頂きましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私、本年度、議員になりまして2回目の発言となりますけれども、やはり緊張しております。私なりに発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は3つの質問があります。

1つ目に、郡上八幡・道の駅についてでございます。

2つ目に、郡上市地域公共交通網についてでございます。

3つ目に、防災について、御質問させていただきます。

では1つ目の、前回、時間の関係で質問できませんでした、郡上八幡・道の駅について担当部長にお尋ねいたします。

昨日の一般質問において、6番、三島議員さんからも御発言ございましたが、道の駅についてお尋ねいたします。

現在、市において美並町に1、和良町に1、明宝に1、大和町に1、白鳥町に3、高鷲に1、計8つの道の駅がありますが、将来、新規開設を念頭に伺いたいと思います。

郡上市は7つの地域で構成されています。前回、一般質問での観光立市関係のことを提案いたし

ましたけども、その後、注視しますと、いかに商工観光部をはじめ、観光協会、観光連盟が観光PRに頑張っていたのかを知ることができまして感心いたしました。今後も観光につきまして、よろしく願いいたします。

その折に少し触れました、道の駅めぐりルートの件で、市内へ入り、美並・道の駅から次の駅は大和、明宝、和良となり、八幡にないのが現状であります。

地方創生が2014年に内閣府にて発表され、国を上げての人口減少の抑制、都市部の人口集中の回避など、地方への移住を、と訴えております。しかし、地方・郡上に企業誘致、あるいは居住として魅力がなければ、それはかなわぬことでございます。

我が郡上市において、観光立市もその施策もその1つでありますけども、第1次産業の農業と生産者の収入源と地元販売業者の応援、また、その他を、その地域を他市の方々が知り得たい情報の発信場所、また、災害時には緊急避難所場所として大活躍した事例もあり、防災関連の拠点の面からも道の駅が八幡にはありません。八幡の玄関口の相生に新設を前向きに検討願いたい。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 本田教治君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、お答えさせていただきます。

道の駅は、市町村、あとはそれに代わり得る公的な団体が設置をいたしまして、市長村長が申請により国土交通省が登録をするものであります。

岐阜県は、北海道に次ぎ、道の駅が2番目に多いです。58の道の駅がありまして、御指摘のとおり、市内には8つの道の駅がございます。

道の駅の設置要件といたしましては、24時間無料で利用できる駐車場やトイレを有する休憩機能・道路情報・地域の観光情報・緊急医療情報等を提供する情報発信機能、そして、文化、観光レクリエーション施設としての地域連携機能、そういうものを備えることでございます。

また、道の駅を整備するコンセプトといたしましては、ライフスタイルやレジャーに対する価値観の変化に伴いまして、今まで大きく3つのステージの変遷をたどっております。

最初のコンセプトは、安全に道路を利用するための通過する道路利用者のサービスの提供の場でありましたが、これにレジャー、行楽の要素が加わりまして、道の駅自体が目的がコンセプトに加わったところであります。

それで、現在のコンセプトといいますのは、地域の観光に防災や地域づくりの観点を加えて、民間と行政が力を合わせ、地域経営を行う地方創生、観光を加速する拠点として位置づけられております。施設整備の鍵となりますのは、東海北陸自動車道や国道156号、472号に加えて、今、整備が進められる中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道等のどのような、そういうようなルートから、ど

のようなルートから来市されるお客様をいかにして取り込むかというのが、観光動線の把握が鍵になります。

国内外のどの層にターゲットを絞って、地域の特色を表現するための地域づくりの活動の展開も欠かせないものでございます。

併せて、市内で活動する多様な団体とか、ホテルや体験施設などの観光施設等と、どのように連携をして地域づくりの効果をいかにして地域経済に転嫁するのかというような取組手法も明らかにすることも必要でございます。

議員、御指摘のとおり、八幡には道の駅は設置されていないものの、道の駅に近い機能を有する施設が既に整備をされております。相生地区と八幡市街地の中間に位置をいたします郡上八幡駅でございますが、こちらは、長良川鉄道とバス路線を結節する拠点となっていることに加えまして、駐車場も整備したことにより、観光バス、マイカーの立ち寄りも可能となり、観光周遊の拠点となっております。駐車場に隣接したイベントスペースや踊り客の着替えもできる多目的トイレも整備をいたしまして、様々な交流を創出する地域づくりの場として、郡上八幡駅では多様な活用が期待ができるところであります。

今後の道の駅の新設につきましては、担い手となる地域の皆さんの活動なども含めまして、ハード・ソフトの状況を把握するとともに、市内の8つの道の駅と差別化をしまして、地域創生、観光を加速する拠点としてどのような位置づけとすべきなのかということについて、調査・研究をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1 番（本田教治君） ありがとうございます。

私は、平成26年発足の郡上市地域協議会に関わっておりまして、今年3月まで所属しておりました。「地域づくりは人づくり」をモットーに有志を募り、相生地域づくり協議会も立ち上げてまいりました。現在も、その相生地域づくり協議会、活発に活動を続けております。

相生の国道156号沿いに、地元の方はもちろんですが、今、お話がありました道の駅を目的としての「道の駅めぐり」の観光客をターゲットに出店者を募り、イベントを開催してまいりました。

そんな中、郡上市においては、平成30年八幡地域協議会におきまして、「小さな拠点とネットワークの形成に向けて」の概論があり、現在では、郡上市における小さな拠点づくりが盛り上がってまいりました。

そこで昨日、6 番、三島議員の市長答弁にありました、小さな拠点づくりの点からの市長のお言葉を聞き、今日、私の提案を聞いた上で、市長よりそれについて御答弁を求めます。市長、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

本田議員から、ただいま、1つは八幡にも道の駅をと、こういう御提言でございます。商工観光部長が御答弁申し上げたとおり、八幡には道の駅と銘打った施設こそございませんけれども、答弁にありましたように郡上八幡駅、長良川鉄道の郡上八幡駅。あそこは、道の駅ではなくて駅の駅かもしませんが、同様の様な機能を果たし得る拠点を1つは持っています。また、そのほか、いろんな意味で外から来られた方が休息をしたり、あるいは交通機関を乗り換えたりとか、いろんな形で街中には城下町プラザという施設もございます。

そういうようなことで、旧八幡町においては、そのような、代替といいますか、おおむね似たような機能をいろんなところで持っているということもあったのではないかと思います。

そういうことで、合併前の旧町村において、道の駅というものが幾つかつくられてきた中で、旧八幡町においては、そういう名称を持った施設はつくられなかったということではないかと承知をいたしております。

御指摘、御示唆がありましたように、156号沿いには、ホテル郡上八幡のある場所は、昔は大変な道路の通行をされる方が、休息をしたり食事をしたりされる拠点でございました。国交省が道の駅というコンセプトを出す前は、通常は道路沿いにある、そういった施設として、通常、民間によるドライブインといわれるようなものが幾つかあったというふうに思います。そういうものの1つの機能を、あそこのホテル郡上八幡のところのいろんな前の店舗といいますか、そういったところが果たしていたのではないかというふうに思います。

しかし、高速道路ができ、いろんな意味で道路の通行の状況も変わってくる中で、今は、御承知のような形になっているのではないかというふうに思います。

一方、先ほど部長が説明しましたように、道の駅もいろんな形でコンセプトの拡大といいますか、機能の拡大ということがされておまして、単に外来者の道路情報の案内であるとか、休息、あるいは物販というようなことではなしに、地域の皆さんの防災拠点であったり、福祉拠点であったり、あるいはコミュニティ的な機能、そういうものを持つ拠点としての機能の拡充ということが、今、されております。

そういう観点からすると、御提言のあったようなところに、そうした機能を持つものをつくるというものも1つの考え方ではないかとは思っております。

部長が申し上げましたように、そうしたことができるのかどうか、道の駅という形で銘打って施設をつくろうとしますと、いろいろ国土交通省が定めたいろんな、他の隣接の道の駅との距離とかですね、いろんなその機能の付与というものがどのように位置づけができるかというようないろんなことがございますので、なかなか難しい問題もありますし、もし、「小さな拠点とネットワー

ク」という観点からの何らかのものを整備するとしたら、地域の皆さんとしては、それをどういう形で整備して、どのように活用していくかというようなことについてのしっかりした位置づけが必要だと思います。地域の皆さんがそういうお考えをお持ちであるということであれば、また、私たちもいろんな意味で調査、研究をしてまいりたいというふうに思います。

(1 番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1 番（本田教治君） 市長、ありがとうございます。

ただいまの御答弁を受けて、前向きに取り組んでいただけると解釈いたしました。どうか、商工観光部、政策推進課と連携を取っていただきながら、実現に向けて御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

この件につきましては、また、経過状況を来年の3月の一般質問に取り上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、郡上地域交通網についてでございます。

平成29年、30年度に郡上市地域公共交通網形成計画事業としまして、交通空白地の解消事業に取り組まれていただいたことには評価いたします。市内全体で100%近く、交通空白地の対象となっているようではございますけども、その時点では、まずは交通空白地をなくすることについて、実行・実現してくださったのでございますけども、しかし、現在は利用客が非常に少ない状況であります。

地域の方々に「せっかく引いてもらったこのバス・タクシー、どうして利用してくれんのや」というようなことを伺いました。その理由を伺いますと、地域にもよりますけども、「1日1往復のため利用しづらい」とか、それによって「朝、病院に行って、昼まで帰り便がないため待ち時間がつらい」とか、また、「デマンドタクシー型の前日予約がちょっと煩わしくて」というようなことも耳にしました。

市としては、多くの利用者により経常利益が上がり、それにより便も増やせるというお考えでしょうけども、利用者側に言わせますと、「便が少ないから利用しづらい」と、「卵が先か鶏が先か」の水かけ論になっています。地域住民、特にお年寄りや社会的問題となっている高齢者における交通事故を背景に免許返納をお考えの方や交通手段のない方に、もっと寄り添った体制づくりを、今一度御検討願えないか、お聞きしたい。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、お答えを申し上げます。

御紹介のありましたように、平成30年度から5か年計画にて策定をいたしました郡上市地域公共交通網形成計画ですが、高齢者等が安心して暮らせる公共交通の充実を基本方針の1つに掲げまし

て、交通空白地の解消、また、通院、買い物などの利便性を考慮した運行ルートやダイヤの見直し、車両等のバリアフリー化などに取り組むこととしております。

本計画の策定当初は、10地区の交通空白地がございました。自主運行バスのルート変更や乗り合いタクシーの運行などにより、平成30年度には八幡町の亀尾島・西乙原、そして、大和町の大間見の3地区、また、令和元年度には大和町口神路地区等にですね、計4地区において交通空白地の解消をさせていただき、また、本年度も一部の解消に向けて現在、取り組んでいるところでございます。

市全域における公共交通の現状を見ますと、人件費の上昇や安全管理に関する経費の増加など、年々運行経費が膨らんでいく反面、今般のコロナ禍による影響を除きましても利用者数の低減により、利用料金が減少傾向にあるなど、路線バス、自主運行バスともに厳しい運営状況にございます。

市内には、市が運行する自主運行バス20路線のほか、事業者が運行されている路線もありますが、この自主運行バス路線の維持に要する運行委託費や事業者路線への運行補助などの経費も年々増加し続けておりまして、昨年度は1億7,900万円ほどになっております。その経費に対しては、国や県からの補助金や、当然、利用者の運賃収入などがございますけれども、これらを合計しましても約4,000万円と全体の25%でございまして、残りの75%となります約1億3,500万円は、市の一般財源で賄っているような状況でございます。

経費に対する助成金の中でも、とりわけ国庫補助金の交付対象となるためには、基準となる移送量を満たす必要がありまして、例えば、バスの便数を増やした場合、それにより、1回当たりの移送量が基準を下回りますと、補助金が減額されることとなりますし、さらには、燃料費や人件費などの運行経費も膨らむこととなります。

このような中で、持続可能な公共交通としていくためには、地域の実情を踏まえた行政サービスの推進と市民の皆さんの負担という観点から、公共交通の利便性を高める一方で、利用者の獲得も同時に行っていく必要があります。御提案のようにバスを増便したほうが御利用頂きやすくなることは間違いありませんが、それに見合う利用者が確保できなければ、さらに市の一般財源での負担や運賃の引き上げといった形での市民負担も大きくなってしまいうことを御理解頂きたいと思っております。

なお、運転免許の返納をされる方についても年々増加しておりまして、昨年度は市内で174人が返還され、このうち、154人が運転経歴証明書の発行を受けておられます。

市では免許を返納された方が、気軽にお出かけを頂くきっかけづくりとしまして、市内のバス路線の事業者や長良川鉄道と連携し、免許返納時から2年間、この運転経歴証明書の提示により運賃を半額にさせていただく制度を設けておりますが、利用されている方は年間数人程度にとどまっているのが現状です。

免許返納されるまで、ドア・ツー・ドアでいつでも自由に乗ることができていた自家用車と比べれば、バスや鉄道といった公共交通機関を利用することには不便さを感じるため、免許返納から公共交通への利用へと進むというのは移行が図られないものと考えております。

市としまして、交通空白地の解消をはじめ、地域の足としての路線確保には努めておりますけれども、こうした免許返納者の獲得につながっていないのが現状であり、課題であると考えております。

そのような中、市では公共交通に係る計画の策定を契機に、シニアクラブや高齢者サロンの皆さんを対象としまして、7地域における公共交通懇談会を継続的に開催してまいりましたが、その中で、御高齢になられてからだと思えますけれども「公共交通に乗ったことがなく不安である」とか、「バスの乗り方を知らない」といった声も聴かれました。そうしたことから、公共交通に乗り慣れない御高齢の方などのための通院や買い物を想定したお出かけプランを作成するなどし、地域のふるさと祭りなどに公共交通のブースを設けまして、利用促進に努めているところでございますし、また、こうしたバスや鉄道など、定時・定路線の公共交通の利用のほか、例えば、比較的近距離であれば、タクシーを御近所の人など複数の方でグループをつくっていただいて、活用していただくことで乗り降りの場所や時間に融通ができ、料金も1人で利用されるよりは安価となることから、こうしたバスや鉄道等を補完するタクシーなどの乗り物の利用方法もお知らせをしていくなど、様々な交通手段を織り交ぜた公共交通の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

今後も、免許返納者を含めた地域の方々や御利用者の声をお聞きしながら、ニーズを把握し、市民の皆さんと一緒に協力を進める中で、運行時間帯や便数の見直し、また、バスや鉄道を利用したお出かけプランの提案などのほか、高齢者等の外出支援といった福祉施策とも連携しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

(1 番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1 番（本田教治君） ありがとうございます。

市税を投入しての交通手段のバスが走るたびに、人でなく空気を運んでいる状況を現実、目にしますと複雑な気持ちになります。「卵が先か鶏が先か」——市が卵を提供してくださるならば、今度は地域住民がそれを受けなければなりません。

今後も、各地域の再度の御意見を伺う実態調査を引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問でございます。

防災についての提案でございます。

近年の郡上市において、避難勧告が発令されるほどの大雨による洪水で、崩落、交通網の寸断など、それに対応すべく情報手段について提案をいたします。

皆さん、よく使ってみえるスマホのラインアプリを使用し、災害状況を市が指定した、例えば、勝手に私がつけた名前でございますけども、緊急対策情報通信部へ画像を提供するという案でございます。この緊急対策情報通信部というのは長いので、英語で略しますと「E・C・C」となります。どこかで聞いたようなネーミングでございますけども、災害被災現場管轄の自治会長・地区長が現状の画像を送り、そのE C Cと担当職員で緊急性の度合いを協議し、現地へ出向し対応する。本当はあってはならないことではありますけども、イメージしますに、何か所から数多くの災害画像が送られてきます。対応職員の人員も限られていることから、人命にかかわるような緊急性を要することなど、対応の方法や出向する箇所の順位を決める材料になるのではないのでしょうか。

令和元年6月、一般質問にこれに似た御提案をされた議員がみえましたが、総務部総務課の答弁で、信憑性のない情報やフェイクニュースといった情報で混乱する恐れがあるので、今後、研究していくと頂いております。その後、どうなっているのでしょうか。

今回、その解決策として、ラインならば使用者の限定、特定ができるので、そういったフェイクニュースであったり、信憑性のない情報というところからは避けられるような気がします。

毎年、自治会長理事会が初年度に開催されておりますが、その折にラインアプリのQRコードを読み込んで頂く、翌年には、また新しいQRコードを提供していけば、古いQRコードは使えなくなるので、セキュリティの面でも安心だというふうに思います。

この提案は、昨年度まで私自身、自治会長をしておりました現場の人間として感じたことであります。また、昨日、菅首相の誕生のもと新内閣が発足し、新たに平井卓也大臣のデジタル庁が設立されました。デジタルの利点は、正確でスピーディなことです。迅速かつ適切な対応を取るための手段として、早急に前向きに御検討頂きたい。そのことについて、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

災害時の即時の被害状況につきましては、災害時に各地域に設置する支部にて消防団員や自治会長などからの連絡によりまして、集約を行っておる状況でございます。

また、災害後は建設部や農林水産部で巡回等を行いまして、状況を集約するとともに、各自治会長さんからも報告を頂いている状況でございます。

現在、市ではラインではございませんが、公式SNSとしてツイッターの活用も始めておる状況でございます。

ツイッターは防災のほか、市政に関する情報発信や道路の危険箇所、それから、公園遊具の不具

合などについて情報収集手段として活用をしている状況でございます。現状では、市民の方から道路の危険箇所等に関する情報提供という面におきましては、報告頂く件数としては少ない状況ではあります。これは、やはり、まずは電話で連絡したほうが早いというふうに思われる方が多いのではないかなというふうな理由かというふうに思われます。

また、市としまして匿名性のあるSNSよりも、電話で直接話をお聞きする方が、信憑性の面でも場所や状況の詳細を把握する面におきまして、利点はあるというふうには考えてございます。ただ、電話でもSNSでも情報が入りましたら、職員による現地確認は行っておりますことを御承知頂きたいというふうに思います。

なお、広報郡上9月号や市ホームページにおきまして、ツイッターの活用について周知を行っておりますので、今後の活用が広がっていくことを期待するものであります。

今回、本田議員の御提案にあるような、災害時の速報的な対応へのラインの活用は可能であるというふうに考えております。実際、大和支部におきましては、消防団員が災害時に巡回し、発見した災害現場の状況ですとか、写真をラインで大和支部へ報告し、支部はその報告をもとに関係自治会への情報提供ですとか、現地の復旧に役立てておりますので、他地域での展開について研究をしたいというふうに考えます。

ただし、災害時は迅速に対応を図る必要がありますので、情報を受ける災害対策支部の負担等を考えますと、当初から議員さんですとか、自治会長さんといった余りに多くの方を情報元とすることは困難であるというふうに思いますので、当面は、情報収集元を消防団に限定して運用し、その中でどのような形態が適当であるかということを研究していきたいというふうに思います。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1番（本田教治君） ありがとうございます。

今、最後のお話も頂きました。前向きにといいましょうか、現実化するという御答弁を頂きまして、本当にうれしい限りでございます。

私たち、市議会議員いろんな提案をさせていただきますけども、それは全て気づきということでございます。

皆さん、執行部の方々、その気づきをもとに、今後も御検討頂きますようよろしくお願いいたします。

時間を少し余しましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、本田教治君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、13時40分を予定いたします。

(午後 1時32分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時40分)

◇ 蓑 島 もとみ 君

○議長（山川直保君） 5番 蓑島もとみ君の質問を許可いたします。

5番 蓑島もとみ君。

○5番（蓑島もとみ君） ただいま議長より許可を頂きましたので、通告どおり質問をいたしたいと思います。

あと、私の質問ですが、まず第1に人工林、山の人工林ですけども、これの危険性について、そして第2に郡上の山林のこれからの未来、姿についてお聞きしたいと思います。

人工林の危険性ということですが、昨今といいますか、もう大分たちますけども、非常に集中豪雨、それと巨大な台風が、最近ではたまにじゃなくて毎年、集中豪雨、思いがけない大きな災害につながるような気象状況となつてまいりました。

そんな中で、昨日原議員からも森林に対してのお話がありましたけども、人工林、杉、ヒノキが主ですけども、その人工林というものが非常に脅威になっているんじゃないかと。例えば、全国の災害の現場をテレビの映像なんかで見っていきますと、山の、山津波のようなものですね、谷が抜けて落ちてきたというのを状況を見ますと、大体杉、ヒノキ。これ杉の木の林が抜けたんだよなという、そんな状況を目にするんですけども。

ちなみに郡上として、そういった杉、ヒノキの林、危ない林に対してのどれだけ認識してみえるかということ、その危険性をどれだけ考えてみえるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 蓑島もとみ君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは失礼します。

1点目は、まず人工林が大変危険性が高いということで、そういった部分をどの程度と認識をしているかということですが、ひとつ面積としてお話をさせていただければと思いますが。

いわゆる人工林も含めてですが、山林の危険な箇所、守るべき場所については、森林法において保安林という形の指定がございます。これは市の指定ではなくて、農林水産大臣あるいは県が指定をするものです。保安林の中身としますと17種類ありますが、その中で特に災害の危険性が高いと、

そういった箇所については、土砂流出防備保安林もしくは土砂崩壊防備保安林という形の指定となっております。

郡上市の場合は、こちらの地域が全部でその2か所で、土砂流出防備保安林が民有林で1万1,134ヘクタール、国有林で421ヘクタール、土砂崩壊防備保安林が民有林で299ヘクタールと。まずはこちらのところが、ひとつそういった危険性のある地域になります。人工林だけではなくて、いわゆる天然林もこの中には含んでおりますが、この地域につきましては、県がしっかり管理監督をし、必要に応じて治山の事業を実施し、安全性を保つということが1点目としてあります。

これ以外に、昨日のお話の少し続きになりますが、郡上市自身は、いわゆる木材生産林と、そして災害リスクを考慮しながらできるだけ守っていくところとして、環境保全林という形の位置づけをしておりますし、環境保全林の中での人工林面積としては2万7,995ヘクタールになります。さらに環境保全林の中で手入れ不足の人工林としては約1,300ヘクタールあると。こちらは過去10年間でいわゆる施業履歴がない、もしくは森林経営計画を立てられて施業される計画ができていないといったところを抽出したものであります。

それに加えて、これも少し昨日お話をしましたが、昨年度から新しい経営管理制度が始まった中では、この経営管理制度の中で非常に災害のリスクの高い地域については、市が経営管理権を取得して順次整備をしていく。その箇所を郡上市全体で37地区選定をしておりますし、面積でいいますと、林班の面積になりますが1,934ヘクタールで、うち人工林は1,104ヘクタールということになります。ですので、まずはそういった箇所が一つの災害リスクの高い場所として認知はしておりますし、それぞれ災害に対応する事業等を実施していければというふうに考えております。

もう1点、杉、ヒノキが非常に災害リスクが高いんじゃないかというお尋ねのことにつきまして、これも少し昨日の御回答と重複しますが、やはり人工林につきましては、過密になると横へ伸びずにどうしても縦のほうへ伸びていくという形、全体的にはひよろひよろな状態ができやすくなると。これは結果、林内に日差しが十分に入らず下層植生が流出し、表土が出てきて災害リスクが高いと。

特に、杉、ヒノキの中ではヒノキのほうが特にその特性が強くて、実際的には、例えば間伐をしたとしても、なかなか底地は下層植生が回復しにくい状態になるということは考えておりますし、そういうことを気をつけながら、先ほどの言いました災害リスクの高いところを整備、その後の保持ということを検討していければというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長（山川直保君） 蓑島もとみ君。

○5番（蓑島もとみ君） ありがとうございます。木材というのは植えれば育つというのが当たり前なんですけども、杉、ヒノキはもちろん、若い頃はやっぱり柔らかいんですよね、しなりがあって

風なんかにも強いんですけども。順番に30年、40年、50年とたちますと、1本のただの棒のようにしっかりと立ってしまいます。その割には根元は育ちません。例えば去年なんかの強風で倒れた杉を山へ見にいきますと、直径40センチぐらいの材でも根元の直径は3メートルかせいぜい4メートル。ああ、こんな根でこれだけの長い大きな木が立っていたんだとつくづくあきれてしまう状態なんですけども。

これは御存じかどうか分かりませんが、西から南向きの山の斜面というのは、そこへ風が吹きつけると、山の尾根に当たった風は谷へ下ります。谷へ当たった風は、そのものは谷に圧縮されるわけなんですけども、山の斜面に当たった風というのは、尾根で切られて谷へ集中するわけです。そうすると谷の中の圧力が高くなって、その風が頂上へ向かって吹き抜けるわけなんですけども、谷の下に生えているというか、そこで育った成長した木、特に根の弱い杉、ヒノキはそこで大きな力を受けて倒木となるわけなんです。実際、それは去年、おととしの災害、高鷲へなんか行っても、ああ、ここは特に風の抜けるところだなというところが、やはりひどい被害を受けている状態です。

私が心配するのは、谷の深い谷底というのは地盤も堆積した土がたまって、その上に植えてあるもんですから足元も弱い。そこへもってきて栄養分が多いもんですからよく育っていますよね。そこへ強い風が当たって倒木が起きます。杉、ヒノキの厄介なところはそのまま倒れちゃうんですよね。倒れるときに途中で折れてくれれば短いものになって、これはまあ何とかなるということになりますけど。それが集中豪雨でそこへ大きな流れが来たときに、長いままそのまま下流へ下ってしまいます。それが下流の橋とか里へ流れてきて、いろんなところに引っかかったときに、大きなダムとなって、大きな里に大きな洪水といいますか、以前あった武儀の津保川みたいな形で、町の中を川が流れゆくようなことになってしまうような状態です。

私が今言いたいのは、谷底に植えられた杉、ヒノキというのは、正直言って商品になりにくいものです。質の悪いものです。これは、植えるときに谷の近くは植えやすかったから植えたんだろうと思うんですけども。実際にはあまり値打ちのないものであって、恐らく地権者にしてみればそれは大切な木かもしれませんが、山にとっては非常に嫌な、要らないものではないかというふうに、私は山林に関わった者としてそう思っております。

こういった谷の中に植えられた杉、ヒノキに対して、特に谷の中にある木に対しての伐採というのは考えていられないのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、いわゆる谷筋の人工林の危険性の話の中で、そういったことの危険性の除去ということで伐採を考えてられていないかという御質問かと思いますが。

御指摘のとおり、いわゆる一般的に谷地形の中での人工林につきましては、少し普通と比べて根

張りが弱かったりとか、いろんなところで危険性は少しあるのかなあと思っております。ただ、谷といっても全てということではないことが1点ございますし、当然そういった危険地域は、先ほど申したような保安林の中で当然もう指定はされている地域になりますし、なおかつ市独自の環境保全林の中、そして森林経営計画で行う危険箇所の中でも強調して、こちらは順次整備をしていくことになります。

ただ、あくまでそこらは個人の所有地での個人の植えられた思いがあって植えられた木材になりますので、同意を得られた上で、そういったことが可能であれば、危険度が高ければ、そういったところは整備をしていくという考えでおりますので、よろしくお願いします。

(5番議員挙手)

○議長（山川直保君） 蓑島もとみ君。

○5番（蓑島もとみ君） いろいろな補助金も出ているようですし、周りもかなり整備されて伐採も進んでいる、道の周りの高い木なんかも切っていただけているようですし、ありがたいんですけども。

やっぱり谷は特に気をつけていただきたいのと、もう一つあるんですけども。

民家の周りの木が、最初植えたときは、木ぐらい植えようかということで植えられたと思うんですけども。どこ行ってもそうなんですけども、民家のすぐそばに大きな杉の木が立っていて、あれよあれよという間に育って行って、うわ、こんなに大きくなってどうしようかという形で、切り倒せない。その家の方でも地権者の方も、もうこれどうにもならないなあというのが方々にあるように見かけるんですけども、そういうことに対しては、どういう対処をなさっておられるでしょうか。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） そういった箇所が非常に増えておるということで、地域の要望も受けて、先ほどちょっと谷部のところで御説明忘れましたが、例えば谷部で倒れたような風倒木については、下流に民家があると危険な箇所については、昨年度から、風倒木林内処理事業という形で要望に応じて市で適切な施業を実施しております。昨年は当初予算500万円組んで、要望的に2か所、460万円ほどの決算となりました。

元年度はそういった要望を増やして、当初予算で1,000万円予算を計上させていただいて、現時点で実施済みが2か所、あと御要望があるところが4か所という形の中で、対処をしていければと思います。

後半の御質問のところでありました、特に民家周りというものにつきましても、これも令和2年度からそういった要望に応えられるように、生活保全林整備事業というのを設けております。こちらでも当初予算では1,000万円の予算を計上しておりましたが、この9月の補正で、大変要望が多い、10か所から14か所に増えた、総額で2,800万円余の予算額という形の中で、危険箇所は早急に対処

をしていくということです、そういったことは幸いにして森林環境譲与税という財源が充当されますので、目いっぱい早期に対処していければというふうに考えております。

(5 番議員挙手)

○議長（山川直保君） 蓑島もとみ君。

○5 番（蓑島もとみ君） ありがとうございます。本当に住民にとってはよかれと思って植えたものが、知らず知らずのうちに育ち過ぎてどうにもならないということがあると思いますので、すみませんが、これからもよろしく願いいたします。

続きまして、2 番目なんですけども、郡上はもちろんあれですけども、郡上の90%が山林ということです。ことですよというのも、私が物心ついた頃は90%を占める山々が、もう秋になるとすばらしい錦の帯として360度、ああ秋になったなあ、いよいよ実りの秋というのをその山々から感じたものです。

ちなみに、香嵐溪ですか、紅葉の里がありますけども。あれは100年ほど昔に、谷があんまり暴れるもんだから、お寺のお坊さんが川を収めるために紅葉を植えて、それが育ってきたという話も聞いておりますが。正直私の個人的な意見として、郡上に杉、ヒノキは似合わないんじゃないかなと。やっぱり、秋になるときれいな錦に飾られる落葉広葉樹が似合っているんじゃないかなあということと思うんですけども。

一番それを感じるのが長良川の水です。はっきり言って長良川の水は私たちの若い頃に比べると非常に痩せてきました。痩せるはずですよ。山へ入っていくともう腐葉土なんてものはほとんどないですよ。先ほど言われていましたけども、杉、ヒノキ林は、もう上の土が流されてしまって根が出ている状態で、何らほかの植物も生えていないようなさんざんな状態です。それは間伐進められて手入れしてある山は別としても、手入れの行き届かない山なんていうのは、本当に鳥の声も聞こえない、虫さえもない、本当これが山かと思えるようなさんざんたる状態というのが、人工林の実情だと思います。

そこで市長さんに伺いたいんですが、観光立市郡上、私はやっぱり90%を占める山というのは、郡上にとってまず第一番目の資産じゃないかと、財産ではないかと思います。この山が美しく豊かであるということが、郡上そのものの豊かさにつながっていくんじゃないかな。もっと言えば、山が豊かであれば長良川の鮎なんかも、また香り高いすばらしい鮎が育つでしょうし、郡上を訪れる方々にしても、やはり美しい山を見ることによって癒されて、ああ来てよかったなと川べりにたたずんで、ロケーションですか、長良川と山を見ながら気持ちを和らげられる場所ということで。

これからの後々50年、100年先の郡上の山というのは、どんな形でどんなふう子や孫に伝えていかれようとされているのか、市長さんからちょっと思いをお聞かせいただければ幸いだと思えます。お願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今議員からいろいろ山に対する思いとい
いますか、いろいろ実際に山の仕事等に携わられたり、あるいは山をよく見ておられるなというふ
うに感じたわけでありますけれども。

私も観光立市郡上ということを言っている郡上にとって、この市域の90%を占める山というのは
非常に大きな要素があると思います。それが美しくあってほしいという思いを私も持っております。
山に対して私たちがどんなであってほしいかということを考えますと、先ほども谷筋と言いますか、
そういったところの杉、ヒノキの危険性というような問題が指摘をされましたけれども、まず山に
ついて、やっぱり災害に強い安全な山ということが一つあるかと思います。

それから当然今の美しいことと言いますか、これは、美しいか美しくないかということは人の感
じによって、蓑島議員のおっしゃるように小さい頃は非常に広葉樹林で、秋は紅葉をして色とりど
りの山だったという御指摘がありました。広葉樹も本当に美しいと思いますし、ただ、じゃあ人
工林は美しくないのかと言われますと、これもきちっと手入れをされた人工林というものは、よく
杉やヒノキの美林というふうに言いますけれども、これもやはり美しいものではないかというふう
に思っております。そして、美しい、安全であること、美しいこと。そして山は確かに美しい、外
から来た人たちにとっても美しいというふうに感じてもらいたいと思いますが、当然、観光客が来
られて、郡上へそういうものが魅力があって来られて、いろんな意味で地域に波及効果をもたらす
ということはあると思いますが、ただ、山を見て拝観料を払われる方はおられないわけでありまして、そ
ういう意味では、山というものの所有者、市民にとっては、バランスの取れた形で経済性というこ
とを考えなければいけないというふうに思っております。そういう意味では、今は非常によく御存
じでありますけれども、木材の価格低迷とかいろんなことで難しい問題がありますけれども、木材
の生産林としての機能もあるというふうに思います。

そして、先ほどもお話しありました、この戦後の国土緑化というものが非常に杉、ヒノキという
ような形の針葉樹に一斉植樹、そういうようなものに偏ることによって、例えば今、獣害とかとい
うような形で問題になっている熊やイノシシや鹿や猿やそういったものが、森の中の食べ物を失っ
て人里へ出てきて害を及ぼすようになってきているというようなことからしても、そういうものを
含めて、生物の多様性ということをしっかり包含できるように、抱え込むことのできるような、そ
んな森林であってほしいという思いもございます。

それから、そういうものがそういう健全な山は育つということで、水源涵養というもう一つの大
きな役割があります。これは御指摘のように、今水源涵養というのは、降った雨が一どきにばっと
流出して川へ水路のように流れて、川も水路のように下流へ放出してしまうというのではなくて、
降った雨をしっかり受け止めて、徐々に川へ流れるというような意味のこと。それからそういった

形で年間通じて川の水量が豊かにあることと、それからもう一つはお話がありましたように、川の水の成分といいますか、そういうようなものが、確かに針葉樹でありますと、例えば魚が育つにしても、あるいは昆虫が育つにしても、非常に貧弱な栄養分といいますか、そういうようなことで、おいしい、最終的には鮎も捕れないというような御指摘も、これも確かにあることだというふうに思います。

そのようなことで、やはり私は山というものに求めるいろんなこうあってほしいというものが、今申し上げたような何点かのことが、バランスよく実現されるということが大切で、それが今私たちが100年先の郡上の山造りということで目指している姿だというふうに思います。

確かに今90%ある山、そのほとんどが民有林で、民有林の55%ほどが人工林という形で、郡上の場合はほとんどがそれが杉、ヒノキ。あるいは場合によって、若干私たちも植えましたけども、カラマツであったり、松であったり少しはしますが、ほとんど針葉樹を植えてまいりましたよね。それでその植え方も、今もうこうやって秋になったり何かすると分かりますが、先ほどお話がありましたように、よく植樹というものも適地適木ということがよく言われますけども、どちらかと言えば所有の形態によって、ずっと一番下から尾根まで杉が植えられていたりして。その隣は全然植わっとらんとかというような形で、必ずしもそれが今回、今の時代で木が大きくなったときに、木は大きくなったけども林道はついてないとか、傾斜度が非常に強いとか、よく戦後の、先ほどもお話ありましたけども、30年ぐらいまで、あれが30年、40年ずっとあったかもしれませんが、そういう人工林の造林ということと、あれだけやってきたなということを思います。

それから、今おっしゃったように、確かにこれは私はよく思うんですが、今でも例えば農業でいうと、田んぼに稲を植えるときに機械で植えた後、どうしても昔の気持ちが残っていて、少しでも隙間があったら苗を捕植します。それくらいの恐らく気持ちで、昔はちょっとでも土地があれば、家の周りであったり、川のそばであったり、そういったところの一生懸命、杉やヒノキを植えた。それが今例えばこれで見ますと、例えば吉田川でもそうですし、そこら中の川沿いにいっぱい、あるいは川沿い、道沿い、家の近く、そういったところに木が生えていると。これは確かにおっしゃるように、売るときにはもう3尺にも満たないような苗ですから、それがいざ育ってしまうと一体どうやって切ったらいいのかというようなことで、今も郡上はしたがって沿道林修景であったり、あるいはライフライン対策であったりということで、もうその材価はおいといて金をかけて切るといふ。そういう意味では、確かにこれは植えていただいた先人には申し訳ないんですが、負のちょっと遺産といいますか、そういう形になってしまっているというところに、よほど考えなければいけないという問題はあるというふうに思います。

御指摘のように、農業は1年サイクルで大体のものが、ちょっとこれは失敗したなと思ったら次の年に方向転換ができますけども、林業は50年、60年あるいは100年というところが一つのサイク

ルですから、どっかでその方向なりやり方を間違えると、あるいはまずかったりすると、それは後のほうへ響くというようなことだと思います。

それで、私、いろんなことを申し上げましたが、戦後の国土緑化、植林政策、しかもほとんど樹種は同じというような形でやってきたことは、一つの大きな体験であったというふうに思います。したがって、これが今どういう形になっているかということを冷静に考えながら、今ちょうど郡上の、これは岐阜県もあるいは日本全体がそうですが、林齢構成というものがだんだんもう40年、50年、60年あるいはそれ以上という形で。今問題は逆にいうと、本来でいうと人口構成でいうと、赤ちゃんから子どもたちのちょうど少子化と同じような形になっていて、伐期に来ているものが多くて、それで非常に林齢構成もいわゆるバランスが悪くなっているわけですが。おっしゃるように、これから伐期に来ているものについてはきちっと切って、できるだけ先人の思いに応えられるように、経済性を追求しながら、問題はその後なんで、切ったら全てその切った後を植えるという皆伐皆更新といいますか、そういうことでない、今度はそういう体験を基にして、経験を基にして、しっかり人工で再造林をするとすると、それからそうではなくて、自然の萌芽に任せるとかというような形で、おっしゃるような広葉樹林のようなものを造っていくということが大切だと。今これからの森造りが大切であるというふうに思っています。

ただ、したがって今ある人工林を全て皆伐してしまって切って、後は自然に任せるというのもちょっとまずいというふうに思います。これはできるだけ経済性を追求できるところはして、そして自然災害だとかいろんなもの、あるいは美観とかいろんなものも含めて、やはり広葉樹も育成をしていかなければいけないと思います。

ただ、広葉樹も切った後自然に放っておけば、もちろんいろんな植生が生えてきますが、本当にいい広葉樹林を造るというのは、例えば針広混交の山の中で、今の、現に植生として生えているような広葉樹を育てるとか、結構恐らく技術的にはなかなか高度なものを要するところがあると思いますので、そういったことは専門家のいろんな御意見も聞きながら、郡上はこれからの将来の山造りをしていくべきだというふうに考えております。

(5番議員挙手)

○議長(山川直保君) 蓑島もとみ君。

○5番(蓑島もとみ君) どうもありがとうございます。これだけ広い山に囲まれて生活しております。ついつい山なんて当たり前だと思って見過ごしてしまうことも多いと思うんですけども。山に育てられて川に、川から生まれて山に育てられてちゅうか、そういう思いで郡上の山をこれからもどうかよろしく見ていていただきたいと、思っていていただきたいと、こういうふうに思いまして、お願いしながら私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、蓑島もとみ君の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩をいたします。再開は14時30分を予定いたします。

(午後 2時15分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時27分)

◇ 田 中 やすひさ 君

○議長（山川直保君） 11番 田中やすひさ君の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

2日目の最後の登壇者となりました。お疲れのところ恐縮ですが、よろしくお願いをいたします。

今回、改めて、本市のコロナ対策に対する基本的な考え方や市民の皆さんが抱えてみえる不安に基づいて議論しながら、少しでもそれを解消できればと考え、質問したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、経済についてでございます。

先日も、商工観光部長のほうからお話ございましたけれども、市内の金融機関が行ってみえる景況調査のことが新聞にも載っておりまして、私も金融機関にお邪魔しましていろんなお話を伺ってまいりました。

その中では、市内のあらゆる業種の今後の景気の見込みが厳しいというようなことが載っておりました。初めは、観光、飲食からこのコロナの影響、始まって来たと思いますが、現在は、その後、製造業にも厳しい状況が移っていき、あらゆる産業についても厳しい状態になっているというふうに認識しておりますし、今、雇用調整助成金の話も昨日出ましたが、その中で、国のほうも今年いっぱい取りあえず延長するというようなお話ですが、市内の企業の皆さん方、経営者の皆さん方とお話すると、雇用調整助成金があったとしても今後の課題になってくるのは雇用じゃないかというような問題意識を持っているなということを私自身感じています。そこで、雇用調整助成金だけでも、なかなか、これから雇用が支えていくのが難しい状況にも考えられるんじゃないかということも思っています。

さらに、今の経済の状況の認識や今後の経済状況、コロナの感染状況にもよりますけれども、企業支援の方策をどのように考えてみえるのかなということを思っています。

また、雇止めや解雇といった場合の生活支援策というのも、今後、非常に重要になってくるとい

うふうに思っています。

今後、冬が来まして市内でも感染する可能性がありますし、誰も先のことは分かりませんが、今、先手先手で皆さんの不安に対して手を打っていくことが、その不安の解消につながっていくんだというふうに思っています。

そこで、これまでのコロナ対策を振り返りながら、成果と今後の課題について市長の御所見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

御質問は、これまで郡上市でどのような経済対策を打ってきたかというようなことだというふうに思います。全てとは申しませんが、主なものを少し、具体的な施策を申し上げたいと思います。

郡上市がこれまでやってまいりました議会の議決を頂いたり、あるいは専決で承認をしていたりという形でやってまいったもの幾つかありますが、大きくは、事業者に対する支援ということと、それからもう一つは、この地域経済の需要の創造といえますか、そのようなことが言えるというふうに思います。

この令和元年度のうちに、郡上市としては何らかの手を打たなければいけないということで、しかし、外からの需要あるいはいろんなものを呼び込むということは非常にリスクが高いということで、まず、最初に、令和元年度の補正予算としては、皆さん御承知の宿泊・飲食プレミアム付商品券というものを outs させていただきました。これは5,000セット、額面2,500万円ということでプレミアム付ということですが、これについては3月30日から発売をして5月28日に完売をいたしました。したがって、2,500万円分の飲食店あるいは市内の宿泊に対する需要というものを創造できたというふうに思っています。

それから、この際にまた、市民限定の宿泊だけについての助成事業というのも始めましたけども、これについては、なかなか、市民の皆さんが市内のホテル、旅館等にお泊りになるというのは、なかなか、需要が、それだけではないというようなことで、今日に至ってもまだ利用者は全体で96件、延べ320人というような助成、御利用の様子でございます。

それから、事業者に対して様々な助成をしてまいりましたが、一つは、いろんな制度融資に対する利子補給でございます。こうしたことを今も続けてやっております。これについては、これまで既に確定したものも含めて、現在時点で、約100件以上、107件というような申込み済みあるいは申込みの見込みがあるというふうに承知をいたしております。

それから、緊急雇用助成金、政府のほうで緊急雇用の維持の助成金を出しておるわけですが、郡上市においてもこれに対して上積みの助成金を行っております。懸命に、解雇とかそういう

ことをしないで、休業という形で頑張っと思っていただく、休業手当を出しながら頑張っと思っていただく企業に対して助成を行っております。これは、先ほどお話がありましたように、国のほうは年内というふうに対象期間を延ばすということでありますので、郡上市も、取りあえず、今、9月までは延ばすような形でやってまいりたいというふうに考えております。

それから、今回議論にもなりましたが、農業労働力の確保支援事業、これは、予算は用意しましたが、実際の利用はそんなにございませんでしたが、そういうものも用意をいたしました。

それから、令和2年度に入ってから、かなり大きな需要があったものの一つに、市民の皆さんに実際の食堂へ行って食事をしていただいたりということ、なかなか難しいものですから、テイクアウトをやって、それに対する購入支援事業という形で行ってまいりました。これについてはかなりの需要が実際にはあって、今私が承知しているだけでも、市民の皆さんから申請件数が2,265件というような形で、一定のプレミアム分の商品券の引換えが1,147万2,000円ということで、計算しますと5,700万円以上のテイクアウト需要を創造したのではないかというふうに思っております。

それから、休業協力金関係でございますが、これには2種類ございまして、一つは、県の休業協力に協力をしていただいた方に県から休業協力金が出るんですが、その3分の1分は市町村分として負担してほしいということでございますので、そうしたお金、それから、私ども郡上市としては、県の休業協力要請が終わった後も、一定の期間まで市の独自分の休業協力金ということでお出しをするということでございまして、そうしたものも用意をしておりました。そういった関係で、県の休業協力金、これ、まだ精算が済んでおりませんので実際の正確な数字分かりませんが、市のほうの実績は、申請が407件で2,490万円の協力金を市独自の協力金として、もうお支払いをするということでございます。

それから、額として非常に大きいんですが、観光事業者等の経営安定化補助金ということで、なかなかお客さんが少ないとかいろんなことありますが、片一方で固定経費が非常にかかるということで、その固定費の負担を支援するというので、これは予算としては2億8,000万円余の予算を組んでおりますが、現在のところ、185件ほどの実績で5,300万円ほどの、まず、補助を決定しているということでございます。この辺のところも、対象月が4、5、6月の3か月分ですので、ただいま申し上げたのは、これは、今の情勢の中で延長していく必要があるというふうに考えております。

そのほか、信用保証料の補助金であるとか、それから、非常に大きなものとして市民の皆さん一般の需要創造ということで、いわゆるプレミアム付の商品券を発行いたしました。額面で6億円を発行するというので、これを市民の皆さんに買っていただきましたが、7月30日から発売して8月12日に、この、額面で6億円、実際に御負担をいただく分は5億円だったと思いますが、その分だけ完売をいたしました。これでもって市民の皆さんは市内にいろんな買い物をしていただいて

いるというふうに思います。

その他観光の関係で、郡上で泊まろう支援事業というようなものやっていますが、これは、ちょっと、今、実際の発売といいますか、動かすのを9月以降ということで調整中でございます。

それから、アウトドアの関係は、いろいろと、もう夏場が一つの勝負ではございましたので、割引クーポンに対する実施事業者に対する助成といいますか、そういうものをやっております。これは、かなり、8月だけで690件の利用、それから9月以降も予約が入っている分等ございますが、合わせますと115件ほどあるというふうに思っております。

そのほか、郡上ツアーを楽しもうということで、いろんな、郡上に対する旅行の造成であるとか、そういったことに対する助成も計画をいたしました。しかし、これについては実績はそれほどございません。

それから、がんばれ郡上の農水産物応援事業ということで農水産物を買上げていただくというような形のものも予算化をしておりますが、これも、今後の需要の、まだ、掘り起こしを進めていきたいというふうに思っております。

それから、最近でございますが、この議会開会前に専決をさせていただいたものが2つございまして、それは、郡上市の新型コロナウイルスの感染症の対策応援事業ということで、いろんな対策を講じる、その経費に対して助成をするというものでございまして、予算としては5,500万円ということで、今、いろいろと要望を受け付けたり、決定をしたりいたしております。

それから、もう一つが、郡上市の事業者がいろいろと販売促進をするためのいろんな新聞折り込みであるとか、いろんな広告をするというようなことについても助成をするというような形でやっております。

これら数々の市独自の助成あるいは経済振興策、こういうものにプラス県もありますし、国もありますし、実際の市内の事業者が、いろんなものをできるだけ活用をしてやっておられると思いますけれども、郡上市におきましてもこうした予算措置でやっておりますが、実際の利用状況、そうした実績等を検証しながら、今後も、さらに必要に応じていろんな対策を打ってまいりたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 経営安定化補助金を延長したいというようにお話がありましたので、非常にありがたいなというふうに思いますが、一つは、経営安定化補助金は売上げの減少があったときに対して固定費の助成をするというようにルールがありますので、その対象についても観光事業者だけではなくて、本当に売上げが落ちているところがほかにもあると思いますので、そういったところにも拡大をしていただければありがたいかなというふうに思っていますので、一度御検討

をお願いしたいということと、もう一つは、そういうことというのは、何とかこの場を耐えていこうということで非常に厳しいときには仕方ないとは思いますが、もう一つは、前もお話しましたけれども、経営者の皆さん方のお話聞くと、コロナがいつ終息するか見えない中で、今だけの、これまでの事業形態だけでは、なかなか、やっていくのが考えていると。ほかの業種とか、いろんなことを考えていきたいというようなお話もありますので、議会のほうからいろんな提案しておりますので、そういった新たな価値を創造するような支援についても、また、考えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、多くの皆さんがこういうような声を聞かれていると思うんですが、コロナになるのが怖いのではなくて、自分が郡上の第1号になりたくないというような声というのは大変よく耳にします。それは多くの市民の皆さんが心の中で抱えている不安だと思いますが、市長はそのことに対してどうお答えをされるか、お伺いをしたいというふうに思います。

昨日もお話をされていましたが、真に試されるのは感染者が出たときに郡上はどういう地域であるかということであって、また、郡上市はどういう対応をするかということが大切だというふうに思います。どんなに注意をしても、社会経済活動を行う以上は誰もが感染をする可能性があるという前提に立つならば、市として持つべき基本的なスタンスは感染者ゼロを目指すのではなくて、感染があったときにどこまで市民の皆さんの不安を軽減できる市であるかということだというふうに思っていますが、市長の、市民の皆さんの不安に対する答えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回のコロナというものが、高齢者なんか中心にして非常に重症化をするという意味では非常に怖い病気でもありますけれども、仮に感染したとしてもそれほど重症にならない方もいらっしゃるので、病気そのものの恐ろしさということも、もちろん、これも軽率に考えてはいけません。後遺症とかいろんなこともありますので、しっかり考えて防御していかなければいけません。今お話がありましたように、もし万一かかった場合には、非常にそのこと自身がいろいろと怖いとおっしゃる気持ちはよくわかりますし、私自身もそういう気持ちは持っておりますが、ここは、昨日もコロナハラスメントストップというようなことでもお話をしましたが、誰もがかかるということの可能性というものの想像力を働かせていただいて、かかった人を、何かとがめるとか、いろんな誹謗中傷、差別をするというようなことでないということもありますし、また、自身がかかっても、これは一つの、一生懸命自分としてはいろんなことを気をつけてもかかる時はかかると、これは病気ですから、そういう意味で、そこは、思い定めなければいけない、覚悟しなきゃいかんというところはあると思います。

私は、今回の皆さんが不安だというふうにおっしゃるところは、この病気が、非常に未知の病気

であることに対して不安だということと、それから、私たちは、これだけの世界的な規模を持った感染症というものを、ほとんど、今生きている人たちは、そんなに経験したことがないということだと思います。

しかし、こういうときこそ、例えば歴史というものを長い目で見たときに、人類というのは、ペストから、コレラから、ほうそうから、結核から、様々な感染症との闘いの歴史であって、そういうものの一コマが、今回の新型コロナウイルスであるというような、一つの歴史観といいますか、そういうようなものを持つということも非常に大切なんではないかというふうに思います。

100年前の、ちょうど、大正7年から大正10年に始まったスペイン風邪、これは前の議会のときも森議員なんかからお話がありましたが、あのときのスペイン風邪の、世界では死者が4,000万人ほど出たと。それから、日本でも死者が、内務省の衛生局の統計では39万人ほど出ている。歴史人口学者の速水先生の推計では40万人余というふうに出ていますし、その内務省の衛生局の統計によりますと、岐阜県だけで8,000人余、速水先生の推計でいうと1万人余の死者が出ているというように非常に怖いスペイン風邪というようなものも経験をしてきたわけです。

我々は、そういういろんな感染症というものも経験をしてきた中で今日あるというような、そういうものも考えて、今直面している状況というものを、冷静に受け止めると。そういう中で、確かに不安は不安ですけども、そうした、ある意味では達観をすることが必要なのではないかと。そんな気持ちを、私は、市民の皆さんもそういう目を、考え方を持ってもらいたいということも呼びかけたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 神戸大学の岩田健太郎先生という先生がいらっしゃいまして、その先生が過去100年の中でコロナは最も恐ろしいものだということをおっしゃっていました。その理由は、コロナは人間の弱さと迷いに付け込んでくるからだということをおっしゃっていました。

弱さというのは、私の解釈では、恐らく感染した場合に対して、今問題になっているような誹謗中傷であったりデマであったり、そういった部分の弱さに対する恐怖であるし、恐らく、今感染が拡大している地域に関しては、今市長がおっしゃったように、コロナは、その先生もおっしゃっていましたが、エボラ出血熱とかと違って、要するに、ほとんどが症状がない人が多かったり、重症化する人はその中でも1割か2割の状況にあると。つまり、大多数の人々の生活を制限して、人権を制限して一部の人たちをどういうふうに守っていくかということを問われていると。まさに人間の迷い、そこら辺が迷いであると。つまり、人間の弱さと迷いに突いてくるのが最も恐ろしいことだということをおっしゃっていました。

私は、一つは、これから時間がなさそうなんですけど、大事なことは、まず、行政としてすべきこ

とというのは、一つは、コロナの感染者が出た場合に対していろんな対策を打っていくと、それで、こういうことができます、ああいうことができます、もしこういうことがあってもこういうことができますということを、しっかり、それを示していくということが行政としての対応策。

もう一つは、政治としての対応策というものがあるというふうに思っています。政治です。それは今、危機の、非常に、時代だというふうに思いますが、世界的に。そのときに、私自身いろんな本読んでいる中で、最も危機を克服した指導者は誰かということではいろいろ勉強してきたんですが、その中でチャーチルという人のことについて、ちょっと勉強させていただきましたので、市長と共有したいなと思いますので、ちょっと、紹介をさせていただきたいと思います。

危機に当たって大切なのは政治指導者の立ち居振る舞いだというふうに思いますし、政治指導者が市民に対してどのようなメッセージを送るかということにあるというふうに思っています。

1940年に、ナチスドイツによりパリが陥落をしました。フランスは降伏し、ナチスのかいらい政権が樹立をされました。同年、イギリス首相となったチャーチルは、フランス政府に、フランス艦隊がイギリスに向かって来るのを防ぐために艦隊をイギリスかアメリカの港に移動させるようにフランス政府に勧告をしました。しかし、ナチスのかいらい政権となっていたフランス政府は、これを拒否いたしました。そこで、チャーチルが最も人間性に反し苦悩の決断だと後々まで苦しんだ、少し前まで自分たちイギリスの味方だったフランス艦隊の撃沈を命令いたしました。撃沈成功の報告とともにある一報がチャーチルのもとに届きました。それは、フランス艦隊に乗員していた若者の葬儀の様子だったそうであります。人々に担がれていたひつぎには、フランスの国旗と並んでイギリス国旗もかけられていたそうであります。我が子を殺したユニオンジャックの旗をその両親が掲げられていたそうでありました。

チャーチルは回顧録の中で、このことから読み取れるのは庶民の分別ある精神というのはいかに至上の高みにまで達し得るかということであるというふうに述べておられます。この話が自分の心に響くのは、戦時ものにありがちな自己犠牲の美德に訴えるものではなくて、至高とも言える落ち着きと分別が持つ気高さにあるというふうに思っています。

このエピソードは、田中秀征元経企庁長官が書かれているものに載っているんですけども、その中で、さらに、チャーチルとヒトラーを対比されていました。

チャーチルは、ぎりぎりの段階での国民の高貴な心を信じ、引き出し、湧き出る責任と義務の心を政治の基盤にし、ヒトラーは、国民の利己心、被害者意識、憎悪に政治の足場を置いた。イギリス人もドイツ人も本質は差があるのではなくて、それを時代環境や政治指導者が選び分けて引き出すというふうに書かれていました。

今、まさに危機にあって、郡上市民の皆さんの分別と高貴な心を信じて引き出す、そういうリーダーシップをぜひ市長に発揮していただきたいというふうに思っています。これは行政マンではで

きずに、まさに郡上市のリーダーである市長しかできない仕事であると思いますので、力強い、これから、メッセージを市民の皆さんと一緒に、市民の皆さんの力を引き出す市長であってほしいなということを願っています。

そこで、次に、感染者が確認された場合の体制と対応について、市民の皆さんから寄せられた声に対して具体的にお答えいただければと思いますのでよろしくお願いします。

まずは、郡上は医療体制が整っていないから、こんなところでコロナが出たら大変だという市民の声をお聞きしますし、耳にします。そういった声に対する見解を健康福祉部長からお聞かせりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、コロナの医療体制についてということでお答えをいたします。

これまでも御説明してきましたが、感染が疑われる場合、そういった場合は帰国者・接触者相談センターであります保健所に相談をしていただきまして、検査により感染が判明した場合、その療養については県の保健所において手配を行いますのでその指示に従っていただくことになります。症状の程度によって感染症指定医療機関と一般病床、また、ホテルなどの宿泊療養施設で療養をしていただきます。

岐阜県においては県内全ての感染者が自宅待機者ゼロの方針で、入院または宿泊療養施設に入所できるよう病床や療養施設を十分確保し、自宅療養となる患者を発生させないようにしています。感染者が自宅待機をすることで家族内感染の拡大が全国的に広まったこともあり、こうした感染者を防ぐということから、岐阜県では感染者の受入れ可能病床数を最大で重症者も含みまして625床、宿泊療養施設については466部屋を確保しておりまして、安心して療養していただくための体制を取っております。

郡上市民だから郡上市内の医療機関で療養するのではなく、岐阜県全体で療養環境を整えておりますので、万が一感染した場合でも安心して療養していただけるものと思っております。

また、郡上市内の医療機関の協力体制については郡上医師会が主体となり、市内4病院と県と市とともに調整会議を行いまして、市内蔓延が起こった際の協力体制については合意を得ているところでございます。

今後の拡大状況により、さらなる受入れや協力体制については、市と医師会が、ともに協議をしながら行っていきたいというふうに思っております。

（11番議員挙手）

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 次に、感染対策はしているけれども、自分のところで出しまったら

どうしようかという飲食店やスーパー等の皆さんの不安に対する見解を商工観光部長にお聞かせ願います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） お答えをさせていただきます。

市内の店舗等で従業員等から感染者が出た場合には、保健所の指導に基づいて一定期間店舗を閉鎖して消毒作業を行うと。あと、感染経路の特定であったり、ほかの従業員やその家族の健康チェックなどが行われます。その上で安全が確認されればということですが、営業再開ということになります。

市としましては、県の新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインに基づきまして、感染症対策の見直しとその徹底を依頼していくことになります。

商工観光部といたしましては、郡上市新型コロナウイルス感染症対策応援奨励金の活用による感染防止対策の施設整備や備品購入などで安全な店舗づくりのほうを支援していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

（11番議員挙手）

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 次に、例えば、おじいちゃんの介護施設で出た場合に、介護はその後受けられるんやろうかという声に対する見解やうちの施設で出たらどうなるんやという職員の皆さんの不安に対する見解について健康福祉部長にお伺いします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、高齢者の施設のコロナ体制と対応といったところですが、介護施設での感染事例につきましては報道でも幾つか目に触れるところだと思います。

高齢者は、感染による重症化のリスクが高いことから、市内全ての介護施設において感染予防に細心の注意を払っているところでございます。具体的には、職員や利用者の体調管理、外部からウイルスの持込みを防止するため面会制限や外部業者の立入り制限、また、消毒や換気など衛生管理や食事をするときに座る場所の間隔をあけるなど、様々な対策を行っております。

ただし、今後、感染が発生する可能性はありますので、そうした場合どう対応するかが重要になります。そのため、感染を最小限に抑えることと必要な介護サービスの提供を継続すること、そういう両面から対応のシミュレーションを考えております。

施設で感染者が発生した場合、まず、感染者を最小限に抑えることとして、保健所の指導の下に検査や感染管理を行っていくことになります。

デイサービスなど通所施設については、感染者発生後一定期間は施設が閉鎖となる可能性も高いです。その間の対応は、デイサービスの職員が、御自宅に訪問しサービスを提供するといったこと

を想定しております。

特別養護老人ホームなどの入所施設においては施設を閉鎖することはできませんので、入所者が感染確認された場合は、原則、その方は入院となります。また、感染が疑われる場合は施設の中を感染エリア、非感染エリアで分けること、そうしたことや、あと、対応職員を特定するなど様々な対策を取りながらサービス提供を継続していくことになります。

また、岐阜県において介護施設間で応援職員の派遣に関して関係団体との協定が締結されましたので、健康観察などで職員が自宅待機となってサービスに必要な人員が不足する場合は、応援職員の派遣要請を行っていくことになります。

こうした様々な対策を取りながら、介護サービスが受けられないのではないかなというような高齢者や家族の不安を少しでも軽減していくようにしたいというふうに思っております。

一方で、施設で働く職員も、仕事の場面では当然なんですけど、私生活でも自分が感染するわけにはいかないと緊迫した状況が続いております。不安も大きいと思います。今般、国の制度により、慰労金が支給されることになり、これまでの御苦勞に報いるといった意味合いがあるかと思ひますし、これからの不安に対応していく必要もあるというふうに思っております。

岐阜県においては、高齢者や障がい者の入所施設への感染対策の専門家の派遣の仕組みが構築されましたので、こうしたものも活用しながら予防対策や発生時の拡大防止策など知識を深めまして、不安を軽減するような取組も進めていきたいというふうに思ひます。

加えまして、介護サービスを利用される高齢者の家族の皆さんにおいても、さきに述べたとおり、面会制限など様々な制約を求めていくこととなりますが、引き続き、御理解と御協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 実際に感染が確認された場合に、昨日も議論になりましたけども、いろんな人権侵害とか、また、市内でも感染者が出ていない段階でデマが飛び交ったり、いろんなことが起きましたが、それに対して県内では、コロナの人権侵害に対する、そういったデマに対する相談窓口というものが設置されているところがございます。

郡上市では市民課に人権相談の窓口がございますが、現状の市民課の体制というか、状況では、個人の人権侵害に対することに対しては対応ができるんじゃないかなというふうに思ひますが、この新型コロナに対して、新たに、そういったことを設置されるお考えが市長にあるかどうかをお尋ねしたいというふうに思ひます。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の新型コロナに対する、いわゆる人権侵害に当たるようなケースという

ようなことでありますけども、私どもとすれば、これまで設けている人権侵害に対する相談と本質は一緒だと思います。したがって、まずは、市民課のほうで受ける、あるいは振興事務所等で御相談を受け、いろいろと、もちろん、私たちのところでは受け切れないものについては県の人権相談窓口であるとか法務局であるとか、そういったところの力もお借りをして、あるいは専門家のいろんな力をお借りして対応するというところでございまして、現在設けている人権相談の窓口以外にコロナ専用の相談窓口というようなものを設けるという計画は、現在のところは持っておりません。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 新たに窓口を設けるのか、今の人権相談窓口に対してどういうふうな機能を持たせるのか、また、どういう名称に変えていくのかということがあるかと思うんですけども、人権侵害というのは、コロナがあってもなくても、それは許されることではないわけですが、このコロナに対して皆さんが不安、心配に思っているときに、自分がかかってしまったらどうなっていくんだろうという心配になっているときに、市としてその不安に対してどう答えていくかという一つの対応であると、メッセージであると思いますけども、そういった窓口を設置するのと、しないのでは市民の受け取り方が違うと思いますが、市長は違うと思われませんか。違うと思いますか。違わないと思いますか。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） コロナに関連して差別とかいじめとか、いろんな、そういう問題は人権侵害ということで、その本質は同じだと思いますので、実際にそうしたことについての特別の、別個の相談窓口を持つということは今のところ計画していないということでございます。

ただ、そのコロナという病気に対するいろんな心配とか、どうしたらいいだろうと、こういうときどうしたらいいだろうというようなことであれば、当然、それは市のほうも健康課なり、そういったところへ、あるいは病院でも結構ですし、御相談をいただければ可能な限りの相談に応じ、そしてまた、市だけで対応できない場合は県のほうへもいろいろと御相談をすると、御相談といえますか、そういう情報提供をするというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 市が、コロナに対してどういった思いを持っていて、コロナに対する人権侵害に対してどういうふうな思いを持っていて、誹謗中傷に対してどういうふうな思いを持っていて、デマやそういった心ない対応に対してどういうふうな思いを持っているか、そういったものが市民に伝わるのはどういう方法が一番いいのかということを考えていただければありがたいというふうに思いますので、内実は、確かに市長がおっしゃるとおりかもしれませんが、一番よい方

法というのが、まだまだあるかもしれませんので、御検討をいただければと思いますのでよろしく
お願いしたいというふうに思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、田中やすひさ君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時08分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 義 久

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

